

# **北海道における季節雇用と建設産業**

---

## **実態と再生に向けて**

---

2011年9月10日  
北海学園大学 7号館

---

建設政策北海道情報 第6号  
建設政策研究所北海道センター 発行  
2011年10月

## ●目 次●

### 目次

・シンポジウムを開催して	3
・北海道における季節雇用と建設産業の実態—受託調査の結果にもとづいて	4 川村 雅則（北海学園大学准教授／建設政策研究所理事）
・帯広市における仕事づくり（地域経済循環） —中小企業振興基本条例の制定と小規模登録制度の実績	15 井上 元美（帯広民主商工会 事務局長）
・野田市・川崎市の「公契約条例」を視察して	19 河合 雅夫（建設政策研究所北海道センター理事）
・ディスカッション、質疑応答	24
・閉会の挨拶	32
・資料編	
資料1 帯広市「小規模修繕契約希望者登録要領」	
資料2 函館市「適正な工事の施工を！—工事、委託の施工上の留意事項」	

## シンポジウムを開催して

川村 雅則（北海学園大学准教授／建設政策研究所理事）

2010年度、私たち建設政策研究所（北海道センター）では、北海道庁から季節労働者の調査研究事業を受託し、その作業に全力をそいできました。

調査の趣旨には、こう書かれています。「季節労働者対策を講じるためには、季節労働者の生活及び就労実態等をより詳細に把握する必要がある。雇用・経済情勢の変化による季節労働者の生活及び就労への影響を正確に把握した上で、実情に見合った対策を講じて、季節労働者の通年雇用化の促進を図る必要がある。」と。

十分な時間がなく、なおかつ、公的な機関からの委託調査ははじめてだったということもあり、調査の進め方や報告書の取りまとめ方でとまどうことも少なくありませんでした。そうした中でも、季節労働者と彼らを雇用している事業者を対象に、アンケートだけでなく、ヒアリングを積み重ねてきました。

労働者調査では、アンケートが約2400人、ヒアリングが約100人、事業者調査では、アンケートが540件、ヒアリングが54件の有効回答を得ることができました。その量もさることながら、質においても、一定の貢献を果たすことができたのではないかと、いまこの調査研究を振り返っているところです。貴重な機会をいただいた北海道庁に感謝すると同時に、「私たちのこうした現状を知ってもらいたかった」という思いで調査にご協力くださったみなさんに感謝申し上げる次第です。

なお、調査の結果につきましては、北海道庁のホームページに掲載されておりますので、ご覧いただければ幸いです。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/tyousa/kisetu.htm>

さて、今回の調査結果をうけて、北海道センターでは、シンポジウムを開催しました。テーマは、「北海道における季節労働者と建設産業—その実態と再生に向けて」です。

当日は、各地の具体的な取り組みが報告され、私

たち研究機関もまだまだ多くの課題があることを思い知らされました。

調査研究成果は「公共財」であって、関係者にひろく活用され、道民生活の向上に寄与することが期待されています。私たちもその一翼を担うことができるよう、引き続き頑張りたいと思います。一層のご支援をよろしくお願ひいたします。

なお、シンポジウムでは、今回の調査結果を使わせていただいておりますが、発言・見解等は報告者個人あるいは建設政策研究所のものであって、北海道庁の見解ではないことをお断りしておきます。

# 北海道における季節雇用と建設産業の実態—受託調査の結果にもとづいて

川村 雅則（北海学園大学准教授／建設政策研究所理事）

## ■はじめに

建設政策研究所（以下、建政研）の理事で、北海道センターの理事長である川村と申します。昨年度私たちは、北海道庁から季節労働者の調査研究事業を受託し、今年にかけてその作業に力をそいでまいりました。その調査結果をかいづまんでも報告しながら、井上さんと河合さんの話につなげていくことが今日の私の役割です。



図表1—1 調査の設計、有効回答等

### 1) 労働者調査

- (ア) アンケート① (11692人配布⇒有効回答  
1912人)  
(イ) アンケート② (4722人配布⇒有効回答  
484人)  
(ウ) ヒアリング (98人)

### 2) 事業者調査

- (ア) アンケート (3563件配布⇒有効回答540件)  
(イ) ヒアリング (54件)

もっとも、図表1—1をみてもらえばおわかりのとおり、季節労働者と、彼らを雇用している事業者双方に対して、アンケートとヒアリングという手法を採用して、非常に規模の大きな調査を行ってきました。アンケートはこれまで大規模に行ってきましたが、ヒアリングをここまでの大規模で、しかも道内のあちこちをまわって行ったのは初めてです。しかも実質的に使えたのは半年間という非常に限ら

れた期間でした。

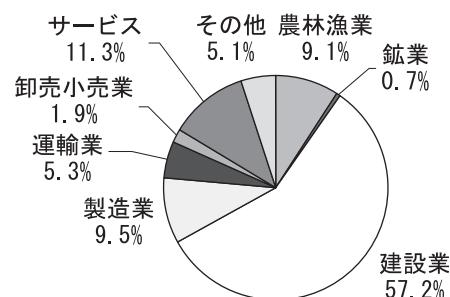
そこで苦労を本日与えられた30分で話すのはとうてい無理です。報告書は北海道庁のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/tyousa/kisetu.htm>) に掲載されておりますので、詳しくはそちらをご覧いただき、本日は、特徴的な調査結果を紹介しながら、そこから導かれる政策課題や方向性などを示しておけばと思います。

## ■問題意識・分析視角

この問題を考える際、大きく分けて2つの政策領域があると思います。

一つは、雇用・労働、社会保障の分野です。この点はいま、非正規雇用が増大するなかで、雇用・労働、社会保障をどうトータル的に考えていくのかが課題になっていますが、季節労働者は冬になると失業を余儀なくされる、いわば「元祖・非正規雇用」であるわけです。その意味でも、非正規雇用に関する今日の政策動向を視野にいれて、この問題を考えていきたい。

図表1—2 産業別にみた季節労働者数



出所：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課「季節労働者の推移と現況（2009年度版）」より作成

そしてもう一つの政策領域は、建設産業、公共事業分野です。季節労働者の多くは、建設産業で働いています。2009年度値で9万5千人のうち、6割弱が建設業です（図表1—2）。北海道は、公共事業依存型の経済構造が形成されてきました。それをなんとかしなければならないことはみな共有しているけれども、どう改善していくのかは、方向性は必ず

しも定まっていません。公共事業費をまだ減らせという意見もあれば、全体額を減らすのはよいが大型の公共事業に集中投資せよ、という意見もあるでしょう（私たちは、どちらの意見でもありませんが）。これらの問題群について考えてみたいと思います。

### ■仕事・雇用づくりで自治体の役割が重要になる

では、これらの話が井上さん、河合さんにどうつながっていくのかというと、今日のシンポジウムの太い柱の一つが、自治体の役割とか責任だと思います。例えば、政策領域1のところでは、地域の仕事づくりに自治体がどう関わるのかということが課題となるわけです。国の役割は言うまでもなく重要ではあるものの、それぞれの地域で、産業振興等とあわせて仕事・雇用づくりを真剣に考えていかなければなりません。現在は企業誘致という方策を採用する自治体がまだ主流かもしれません、それは多くの問題をはらんでいます。そういう意味では、自治体に対して地域の労働組合や事業者団体が、しっかりと要求をして、軌道修正なり後押しを図ることが重要です。このあたりが井上さんのお話とつながっていくと思います。



### ■仕事の条件制整備の面で、問われる発注者責任

河合さんの話との関連については、こうです。自治体は、仕事を発注した後は、そこで元請業者が下請業者との間にどんな契約を結んでいようが、そこで働くひとがどんなふうに働いていようが、それこそ、ワーキングプアが生み出されていようが、労基法等に抵触する場合は除いて、基本的には、「民間

と民間の契約ですから、私どもは知りません、自分たちで何とかしてください」という時代が長く続きました。発注者は「あざかり知らぬ」というわけです。でも今日では、発注者としての責任が問われる時代になってきました。例えば公共事業分野でも、事業費削減で価格競争が激しくなりすぎたことに対して、「価格（一辺倒の）入札から、政策入札へ」という流れが生まれてきている。

さきほど仕事づくりの重要性を話しましたが、ただ仕事があればよいというわけではなく、どんな条件の仕事なのかということも問われるようになってきている。そういう中で、野田市、川崎市が公契約条例を制定して、生活していくような賃金水準で労働者を雇うことは許さないということを制度的に保障しています。

以上の、いわば、仕事づくりと仕事の条件づくりというお二人のお話の前に、ではそもそも、なぜそんなことを考えなければならないのかという理由について、季節労働者の仕事や生活実態あるいは季節労働者を雇用している事業者の経営実態等を報告して、共通認識をつくりあげていきたいと思います<sup>1</sup>。

### ■就労日数の減少

まずははじめに確認しておきたいのは、季節労働者の多くは通年で働くことを希望しているということです（図表1—3）。年齢にしたがいその割合は減少しているとはいえ、それでも60歳代前半でも半数を超えていました。

通年での雇用を希望するにも関わらず、冬になると失業を余儀なくされるという北海道における季節雇用問題は、あらためて言うまでもなく、何もいま始まったわけではありません。

いま私の手元には1981年に発行された『季節労働者白書』という文献があります。今から30年前に出されたことになります。さらに古い文献もあります。いまはもう存在しませんが、北海道立の研究所が1975年に報告書をまとめています。その意味では、繰り返すとおり、季節雇用問題は昔から存在しました。ただ、状況は悪化しています。

1 [編集部注（以下、同様）] 紙幅の都合で一部しか掲載していない図表もあります。結果の詳細については、報告書本体をご覧ください。

図表1—3 全体及び年齢別にみた、今後の仕事の希望状況

単位：%

	男性全体 n=1228	年齢別				
		40歳未満 n=133	40歳代 n=161	50歳代 n=376	60～64歳 n=319	65歳以上 n=236
今と同じ仕事を通年でしたい	38.8	41.4	44.7	46.8	37.6	22.5
別の仕事を通年でしたい	19.2	29.3	29.8	19.1	17.9	8.5
季節労働希望	23.4	12.0	14.9	19.9	26.3	36.9
もう仕事を引退したい	8.1	0.8	2.5	3.5	9.4	22.0
その他・わからない	10.4	16.5	8.1	10.6	8.8	10.2

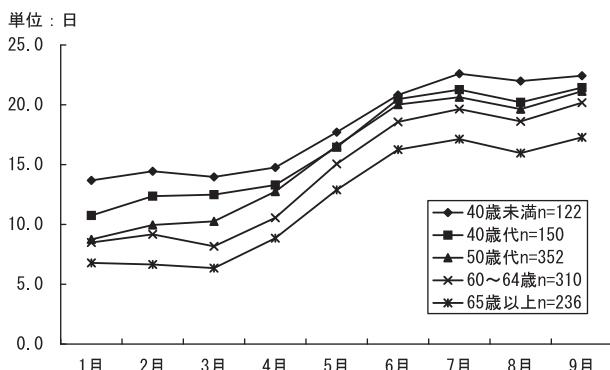
注：季節労働希望は、「今と同じ季節労働」「別の季節労働」の合計。

図表1—4 全体及び年齢別にみた、昨年の就労日数（平均値）

単位：日

	男性全体 n=987	年齢別				
		40歳未満 n=99	40歳代 n=109	50歳代 n=307	60～64歳 n=270	65歳以上 n=200
昨年の就労日数（平均値）	187	218	199	195	186	155

図表1—5 年齢別・月別にみた就労日数（平均値）



図表1—4をご覧ください。これは「昨年の就労日数」を尋ねたものです。図表1—5は、月別・年齢別に就労日数をまとめたものです。

かつては、冬期間もそれなりに仕事ができていたり、春先の早い段階から仕事が本格的に開始されていた状況が悪化し、「昨年の就労日数」の平均値は男性で187日です。先ほど紹介した30年前の『白書』によれば、男性の平均就労日数は236日だったようです。つまり約50日近く、この30年の間に減少したことになります。

ここには季節労働者の高齢化という問題も関連しているようです。すなわち、30年前には約25%だった60歳以上割合は今回の調査では50%弱に及んでいます（もっとも、それでも、当時すでに「高齢者（60歳以上）がかなり多い」「中高年が異常な高率なのである」という記載がありましたから、現在はもっと「異常な」年齢構成になっているということにな

るでしょう）。

問題は、こうして高齢化が進んでいる中で、スムーズに現役を引退して年金生活に入っていくかどうか、現役時代にそれだけの稼ぎ・蓄えができるかどうか、ということです。図表1—6をご覧ください。これは季節労働者の日額や低い年収額の規模をまとめたものです。相対的に若い年齢層である40、50歳代でも、日給は1万円前後です。1日1万円が仮に支給されても、200日働いてようやく200万円にしかなりません。図表の下段のとおり、どの年齢層でも、200万円未満が少なくとも約4割はみられます。将来のために現役時代に蓄えをしておくことは困難といえるでしょう。

いま年金についてふれましたが、図表1—7をご覧ください。

ここでは、あなたは年金をかけていますか、保険料を支払っていますか、ということを尋ねています。まず問題は、年金を一切かけていない人（ここには途中でやめた人も含みます）が5分の1ないし4分の1みられる<sup>2</sup>。しかも、働いているときだけでも厚生年金という割合は全体の4割超で、最も多いのは「年間を通じて国民年金」です。

ご承知のとおり、国民年金や国民健康保険というのは、負担は大きいけれども給付水準は低いという特徴を有しています。冒頭に申しましたとおり、雇用・労働とあわせて社会保障をどう設計し直すかが

2 男性全体で17.2%となっていますが、ここでは、年金受給の開始年齢に達していない人も開始年齢にすでに達している人も、一緒くたにして、質問していることに留意してください。すでに受給しているという人を除いて計算すると、「一切入っていない」割合は23.2%にまで上昇します。

図表 1—6 今年の基本日額（平均値）及び昨年の年間賃金収入（税込み）

単位: %

	男性全体 n=1150	年齢別				
		40歳未満 n=124	40歳代 n=147	50歳代 n=357	60～64歳 n=303	65歳以上 n=217
a. 今年の基本日額(平均値)	9560	9360	10070	9941	9505	8780
	n=1191	n=136	n=151	n=367	n=311	n=223
b. 昨年の年間の賃金収入 200万円未満	52.0	41.9	39.7	41.1	55.9	78.0
同、250万円未満	74.3	64.7	64.2	66.5	78.8	93.3

注: b の「250万円未満」は「200万円未満」を含む値。

図表 1—7 公的年金の受給状況、年金保険料の支払い状況

単位: %

	男性全体 n=1225	年齢別				
		40歳未満 n=133	40歳代 n=162	50歳代 n=378	60～64歳 n=300	65歳以上 n=249
a. 公的年金の受給状況	受給している	31.4		0.6	0.8	55.3
	年金をまだかけている	51.3	83.5	73.5	79.9	29.7
	公的年金は一切入っていない	17.2	16.5	25.9	19.3	15.0
	n=613	n=111	n=118	n=299	n=80	
b. 年金保険料の支払い状況	毎月支払っている	64.8	67.6	57.6	62.2	78.8
	一部免除されている	15.0	9.9	17.8	17.4	10.0
	全部免除されている	7.7	9.0	9.3	8.4	1.3
	滞納している	12.6	13.5	15.3	12.0	10.0

図表 1—8 国保保険料の滞納状況、保険料負担をめぐる問題

単位: %

	男性全体 n=564	年齢別				
		40歳未満 n=48	40歳代 n=64	50歳代 n=159	60～64歳 n=143	65歳以上 n=148
a. 国保保険料の滞納状況	滞納している	29.6	33.3	42.2	37.1	30.8
	していない	70.4	66.7	57.8	62.9	69.2
b. 世帯全体の年間保険料	n=549	n=42	n=66	n=149	n=142	n=148
	30万円以上	37.0	42.9	33.3	41.6	41.5
c. 保険料の負担感	n=402	n=37	n=40	n=110	n=104	n=110
	非常に厳しい	71.6	75.7	80.0	77.3	74.0
						60.0

注: 対象は「年間を通じて市町村の国民健康保険」に加入している男性に限定。

一とりわけ、高齢化という季節労働者の特徴を鑑み  
ても一急がれる課題です。

社会保障制度をめぐる問題に関する限りして、もう一枚の図表 1—8 は、年間を通じて市町村国保に加入しているという季節労働者（全体のおよそ48.6%）を対象にし、国保保険料の滞納状況や保険料の負担をめぐる問題についてまとめたものです。保険料を滞納せざるを得ない、収入水準に比べて保険料負担が重いなど、社会保障をめぐる問題がここでも確認されます。

### ■季節労働問題は解消に向かっている？

図表 1—9 建設業及び全産業における、一般／短期別雇用保険被保険者数の推移（10月値）

単位: 人、%

年度	建設業		全産業	
	一般	短期	一般	短期
2004	110,532	93,690	1,155,060	144,663
2010	100,259	55,451	1,377,012	94,326
2010／2004	90.7	59.2	119.2	65.2

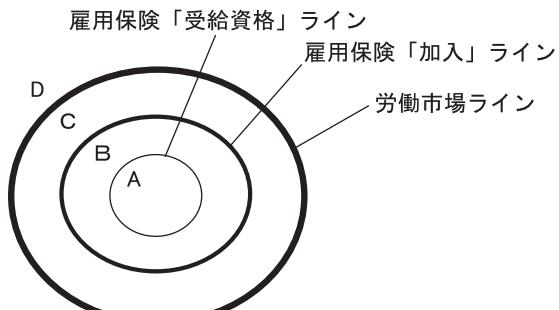
出所: 厚生労働省北海道労働局「職業安定業務統計」資料より作成。

ところで、図表 1—9 をご覧ください。これは建設業と全産業のそれぞれについて、雇用保険の被保険者数をまとめたものです。雇用保険は一般と短期にわけております。短期が季節労働者の雇用保険です。建設業の短期の人数が急速に減少しています。

これをもって、「季節労働者数が減少しているのだから、問題はもう解消に向かっているのではないか」と考えられているふしがあります。そうではあ

りません。むしろ、季節雇用をめぐる問題がより見えづらくなっているおそれがあります。仕事があつても雇用保険にかけてもらえない、あるいはそもそも仕事がなくて雇用保険に加入どころではないという、雇用保険制度や労働市場から排除された層を把握することが難しくなるからです。

図表1—10 「季節労働者」「季節雇用問題」の範囲



注：円のサイズは実際の人数規模をあらわすものではない。

その意味では私たちは、被保険者数という数値にあらわれてこない人達の問題も考えなければなりません（図表1—10）。つまり、受給者としてカウントされている図表の中心部（A）以外の人達のことも視野にいれた施策を検討する必要があるということです。雇用保険あるいは労働市場に包摂されずに、しかも年金という生活保障がない・乏しいという人達がどのくらいの規模で存在するのかをまずは把握する必要があります。ちなみに、失業者や現役引退者などを含め、ヒアリングで話を聞いていると、潜在化している「季節雇用問題」は小さくないという印象を持ちました。

#### ■事業者サイドにとっても通年雇用化は厳しい

今度は雇う側の事情もみていきましょう。

今回の調査では、季節労働者だけでなく、雇う側からも、お話を聞く機会を数多くもちました。そこでは必ず、「通年雇用化の実現可能性は？」と問うのですが、「無理だね」と一蹴される（笑）ということが続きました。もちろん、そうはいっても、今回の調査では必須の設問ですから、「それは何故ですか？」「仕事がないから」「ではどんな施策が必要でしょうか？」…と、通年雇用の実現可能性をあれこれさぐってはいくのですが、基本的に、通年雇用化は厳しいというのが、いまの雇う側の実態だと感じました。

図表1—11をみると、通年雇用化を特に考えていない

という割合が全体で4割を占め、業績動向によるのでいまのところわからない、という回答も2割を占めます。

もっとも、積極的に進めたいという事業者も1割強はいるし、技能・資格を有するものや若年層という限定つきながら通年雇用化を進めていきたいという事業者もあわせるとそれなりの数になるではないか、ともみえます。この設問は複数回答可で、重複があるということはさておいたとしても、なるほど、そういう事業者が一定みられることが事実ではあります。

ただ、次の図表1—12をみてもらえばわかるとおり、どういう条件下で通年雇用化したあるいはする予定かと尋ねたところ、退職にともなう補充あるいは業務が平準化したとき、と回答しているわけです。当然といえば当然ですが、闇雲に通年雇用化が予定されているわけではない。ヒアリングでは、むしろ、かなり慎重な印象を受けました。報告書本体

図表1—11 季節労働者の通年雇用化に関する方針（複数回答可）

単位:%

	事業者全体 n=526	建設業 n=295
ア. 希望する季節労働者の通年雇用化を積極的に進めたい	12.2	14.2
イ. 季節労働者のうち、必要な技能・資格を有する者に限り通年雇用化を進めたい	24.5	26.4
ウ. 季節労働者のうち、若年層に限り通年雇用化を進めたい	12.5	12.9
エ. 新規分野の事業が軌道に乗った場合、季節労働者の通年雇用化を進めたい	8.4	8.1
オ. 季節労働者の通年雇用化は特に考えていない	43.0	39.0
カ. わからない（業績動向によるなど）	20.0	22.0

図表1—12 通年雇用化した・する予定の状況（複数回答可）

単位:%

	事業者全体 n=159	建設業 n=99
ア. 通年雇用している労働者の退職に伴う補充のため	39.6	32.3
イ. 業務が平準化したため	42.1	48.5
ウ. 新分社進出、経営の多角化が軌道に乗ったため	10.1	9.1
エ. その他	14.5	14.1

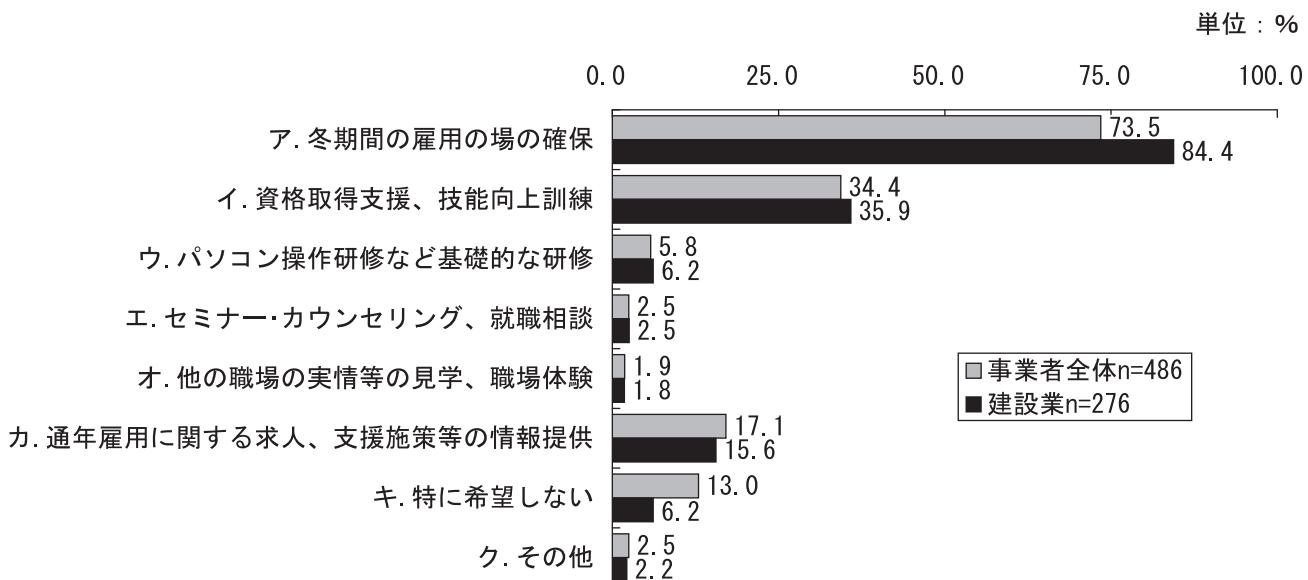
図表1—13 季節労働者を雇用している理由（複数回答可）

	事業者全体 n=517	建設業 n=288
ア. 特定時期に業務量が増加するから	59.4	52.1
イ. 積雪寒冷により事業の継続が困難だから	63.1	71.2
ウ. 雇用調整が容易だから	11.2	12.8
エ. 人件費が割安だから	5.8	5.6
オ. 簡単な仕事内容だから	2.9	1.4
カ. 人員の確保が容易だから	4.4	3.5
キ. その他	5.4	5.2

図表1—14 事業経営上抱えている主な悩みや問題点（複数回答可）

	事業者全体 n=540	建設業 n=298
ア. 仕事量の減少・受注の困難	73.3	86.2
イ. 仕事の先行きの不安	60.0	69.1
ウ. 仕事量の季節的波動や不安定性	48.0	47.7
エ. 低価格競争の激化	54.8	64.8
オ. 得意先の減少	16.5	18.5
カ. 大手事業者の市場進出	5.2	5.4
キ. 資金繰りの困難	21.1	25.2
ク. 金融機関の貸し渋り	7.2	9.1
ケ. コストダウンの困難	21.7	20.1
コ. 仕入れ価格の上昇	20.9	17.8
サ. 適正な価格の設定が困難	24.6	24.5
シ. 消費需要の減少による売上減	15.6	12.4
ス. その他	3.5	2.0

図表1—15 行政機関等に希望する支援策について（複数回答可）



のp143～p144のケースなどを参照してください。

図表1—13をご覧ください。これはまず、そもそもなぜ通年ではなく季節雇用で雇うのかを尋ねたものですが、「積雪寒冷により事業の継続が困難だから」が6割強、建設業に限れば、7割に達しています。

あるいは、図表1—14は経営上の問題点をまとめたものですが、仕事量の減少・受注の困難が全体の86.2%です。

はるか昔から現在に至るまで基本的には解決せずにきた問題ですから、今回の調査で即効的な解決策を何かみつけることができるとは思ってはいません。ただ、それでも、さきほどの『白書』によれば、30年前はまだ50日ほど多く働くことができていたわけです。状況がそれだけ悪化していることは確認する必要があると思います。

そういう中で、行政機関等に希望する支援策で、「冬期間の雇用の場の確保」をあげた事業者は、とりわけ建設業者では8割を超えていました（図表1—15）。「資格取得支援、技能向上訓練」の倍の規模です。

#### ■仕事をどう増やしていくのか—公共事業のあり方を視野に入れて

一足とびに通年雇用化は困難でも、仕事をどう増やしていくかを考えなければならない。ただそこで、なんでもいいから地域で仕事をつくればよい、というのでは、大型公共事業を乱発して、自立した経済構造をつくりあげることができなかつた歴史的な誤りを繰り返すことになってしまいます。

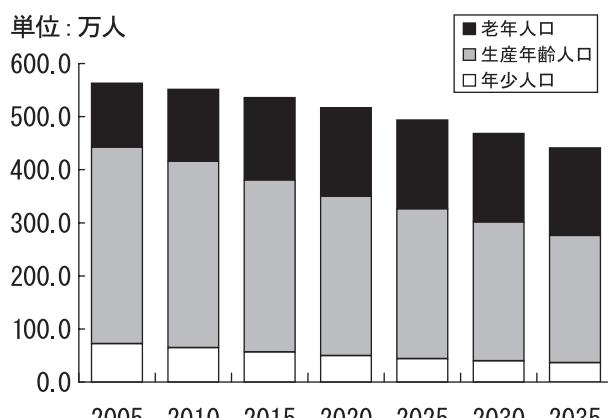
建設需要の低迷をどう克服するか。スローガン的ですが、建設産業や公共事業政策での目指すべき方

向性を私たちこう考えています。

- ・人口減少下における社会資本整備のあり方を考える(新規投資中心主義からリフォーム(維持・補修・改修)型へ、産業基盤整備から生活基盤整備へ)
- ・雇用創出効果の高い公共事業に投資を図る
- ・公共事業量の平準化をさらに進める
- ・住宅リフォーム制度で建設需要を高める

公共事業はこの間、公共事業そのものが悪であるかのような喧伝のもと、「減らせ減らせ」の大合唱で削減が進められてきました。それに対する反動で逆に、公共事業復活論が台頭してきて、「選択と集中」と称して、大型の公共事業が行なわれようとしている。肝心なのは、中身をどうするかを議論することであって、その際に、長期的な傾向として人口減少は避けがたい、そういう中で、従来のような産業基盤整備ではなく生活基盤整備を図ることが必要ではないでしょうか。これは何も「後ろ向き」な発想ではありません<sup>3</sup>。

図表1—16 北海道の年齢別人口の推移(推計値)



出所:国立社会保障・人口問題研究所の推計による。

このあたりの話をもう少し展開させてください。人口の減少はすでに始まっています。その勢いが今後さらに増し、なおかつ、老人人口の割合が急速に拡大していくことが推計されていますが、北海道もその例外ではありません(図表1—16)。政府によ

る少子化対策が抜本的に拡充されたとしても、こうした傾向は大きくは変化することはないでしょう。そういう状況下でいかなる社会資本整備に重点的な投資を図るかが一本調査研究事業のテーマである雇用創出という観点からも一問われています。ちなみに私自身は、最近は介護や保育の調査研究をしておりますので、介護施設や保育園施設の整備が頭に思い浮かびますが、それはそれぞれの地域でのニーズにあわせて、将来的なことも視野に入れて、検討していく必要があると思います。

## ■進む社会資本の経年劣化／新規投資に集中的投資を行っている場合ではない

もうひとつ考えなければならないのは、社会資本の経年劣化が進むことです(図表1—17)。政府もそのことを認め、従来通りの維持管理・更新をした場合には、維持管理・更新費が投資可能総額を2037年時点で上回ってしまう、そのため「早急に戦略的な維持管理を進め、ライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る必要がある」ことを主張しています(図表1—18)<sup>4</sup>。

この間造りあげてきた建設構造物が今後どんどんと耐久期間を超えてしまう。その早期の、維持・補修・改修費用が必要になるとすると、まさに、新規投資をなお続けているような場合ではない、ということです<sup>5</sup>。

図表1—17 建設後50年以上経過する社会資本の割合

	2009年度	2019年度	2029年度
道路橋	約8%	約25%	約51%
河川管理施設(水門等)	約11%	約25%	約51%
下水道管きょ	約3%	約7%	約22%
港湾岸壁	約5%	約19%	約48%

出所:国土交通省(2010)p34より。

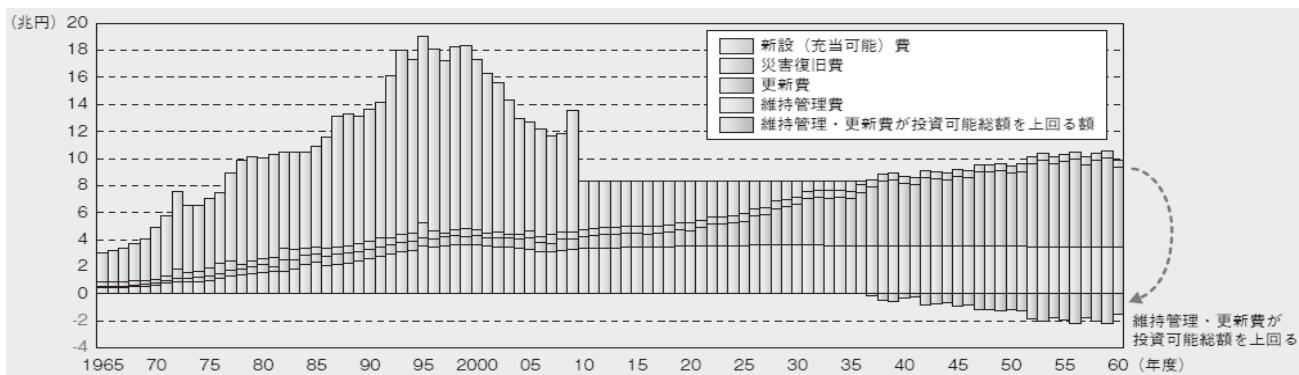
ちなみに、雇用創出効果という観点から考えても、大規模より小規模公共工事において、また、「災害復旧」「生活道路」「住民向け下水道」など住民の安全や生活に密着した工事において、効果の高いことが政府統計を使って試算されています。

3 この点については、中山徹『人口減少時代のまちづくり—21世紀=縮小型都市計画のすすめ』自治体研究社、2010年を参照。

4 国土交通省『国土交通白書2010』日経印刷株式会社、2010年。

5 北海道センターでは2009年のシンポジウムでこの問題を取り扱いました。当時、国土交通省全建設労働組合(略称、全建労)の委員長であった加藤桂一さんの「危機にある建設構造物～安心・安全の公共事業システムを」を参照してください。<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/kenseiken/2009sympo>

図表1—18 維持管理・更新費の推計（従来通りの維持管理・更新をした場合）



出所：国土交通省（2010）p35より。

また最近、全国の自治体で行われているような、住宅リフォーム制度に対する補助制度などは、新しい公共事業として注目すべき効果をあげていると聞きます。私たち研究機関も、そういう効果の検証なり具体的な話なりができるようにならなければといふことが課題です。

以上のような、人口減少下や進むインフラ劣化のもとでの公共事業の中身のシフトについて、新規投資中心主義からリフォーム（維持・補修・改修）型へ、産業基盤整備から生活基盤整備へというキーワードでまとめた次第です。

#### ■適正な賃金水準をどう実現するか

さて、調査の結果紹介に戻りまして、河合さんの話との関連でいうと、賃金下落をどうとめるかということが課題です。

**CCさん／元大工／60歳代** 一昨年まで約半世紀にわたって大工として働いてきたが、仕事がなくなってきたのとケガを機に失業。現在は生活保護を受給中。これまで年金保険料は支払えず、医療保険も滞納したこと。また、大工職は機械や道具代など経費がかかることも負担だった。最後のころは、日給5、6千円で、月の稼ぎが5、6万円ということもあった。自己破産の相談で弁護士を訪れたところ、生活保護につなげてもらえた。

報告書のp76にこんな元大工さんのケースが出ています。ここに記載のとおり、いまは生活保護を受給しているのですが、仕事を辞めるころは、日給で5、6千円のことわざもあったというのです。最低賃金を割るような事態です。ヒアリングの際に「大工と

いう専門職なのに、ですか？」と驚いて確認した記憶があります。

図表1—19 北海道における、主な職種の公共工事設計労務単価の推移

単位：円、%

	1997年度	2011年度	2011／1997
特殊作業員	19,700	13,400	68.0
普通作業員	15,900	10,700	67.3
軽作業員	12,500	9,000	72.0
とび工	19,700	13,200	67.0
鉄筋工	21,100	13,100	62.1
運転手（特殊）	20,200	13,300	65.8
運転手（一般）	17,300	11,200	64.7
型枠工	21,700	12,800	59.0
大工	21,200	13,400	63.2
左官	20,300	14,000	69.0

出所：2011年度は国土交通省、1997年度は建設・農水・運輸三省協議会。

こうした賃金下落をどう規制するか。図表1—19をご覧ください。これは、公共工事設計労務単価の推移です。公共事業の積算を行う上で、政府が、各職種の賃金（実勢単価）を調査して、職種別の労務単価を定めます。

ただ問題は、一つは、ここで示されている単価は遵守する義務はないこと、いま一つは、それがゆえに、賃金水準が下落を続けている今日のような状況にあっては、今年の実勢賃金額が調査される⇒来年度の賃金額が設定される⇒来年度、実際にはそれより低い賃金で雇用される⇒調査⇒さらに低い賃金額が設定…という悪循環が続くことになる。その結果がこのデータです。ピーク時であった97年度と比較すると6割から7割ぐらいにまで減少している。有効な規制力になりえていない。そこをどう規制するか。仕事給と生活給という観点から規制を図っていくことが課題になる。ここが、公契約条例の制定という河合さんの話につながっていくわけです。

## ■函館方式にも注目を

関連して、函館方式（資料2）を紹介させていただきます<sup>6</sup>。

函館方式とは何かということにつきましては、私ども建設政策研究所と東京土建が調査報告書<sup>7</sup>をまとめしておりますので、そちらをご覧頂きたいのですが、端的にいうと、行政指導文書による規制です。すなわち、函館市では、公共事業の適正な執行を求める行政指導文書を作成し、それにもとづいて、建設業者を指導しているのですが、その中身が、私たちの関心事である賃金を含め、じつに総合的な内容になっています。前文と項目の一部を抜き出してみました（資料1—20）。

### 資料1—20 「適正な工事の施工を！—工事、委託の施工上の留意点」（抜粋）

公共工事の施工にあたっては、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請負契約および工事代金等の支払の適正化などにより、事業の有効かつ適正な執行を図ることとしておりますので、この趣旨を理解され、次の事項について十分配慮し、優良な工事および委託の完成を期して下さい。（略）

#### 記

- 1 地元業者の活用、地元資材の優先的使用について
- 2 下請負の適正化および下請負人選定通知書提出の励行について
- 3 公共事業における労務単価の積算について
- 9 地元労働者、季節労働者の雇用拡大について
- 10 雇用通知書（労働条件通知書）の完全発行について
- 12 労働者の福祉向上について
- 13 建設業退職金共済制度等への加入について

しかも、行政として、言いつぱなし・出しちばなしに終わらせるのではなく、例えば下請泣かせを防止するために、本当に適正な単価で仕事が発注されたかどうかを下請事業者にヒアリングして確認する

など、行政として、実効力あるものにしようという努力が積み重ねられています。私も先日、ヒアリング調査で函館市を訪問しましたが、毎年、文書を全ての業者に郵送することで、浸透を図っており、この内容が地域内で定着している印象を受けました。

ただ、賃金規制については、「公共事業の積算については、二省協定単価に基づく労務単価により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配意してください。」という記載であって、十分な規制力があるものとはいえないことは課題です。

しかしながら、公共事業に関して、発注後は、元請と下請けとの契約がどうだろうが、工事での労働条件がどうだろうが、「我関せず」という自治体がいまなお少なくない中で、函館の取り組みは注すべきものといえるでしょう。そして、猫も杓子も公契約と言われると一もちろんその意義や効果を認めた上でのことではありますが—私のようなへそ曲がりは、条例ができれば全てがばら色にいき、条例ができなければ何もできないかのような、そんな風潮に、「ちょっと待った」と言いたくなるのです。ここで問われているのは自治体の姿勢だと思うのです。

条例こそ制定されていないけれども、函館のような、こんなふうに頑張っている自治体を探して、もっともっと応援していくべきだと思います。

- ・政策入札の拡充、公契約条例や「函館方式」の導入
- ・元請けと下請け間の契約の公正化（建設業法令遵守ガイドライン<sup>8</sup>に提起されたような多岐にわたる項目でのチェックと問題点の是正）
- ・労働保険、社会保険での事業主負担分の確保
- ・労働条件の規制を通じた事業経営の改善

順序が逆になりましたが、この分野、つまり、事業経営の改善や適正単価の実現に向けての課題について、上のようにまとめてみました。

公共事業は、談合で価格が吊り上げられている、競争政策を導入して安くしなければならない、納税者にとって安いのがよいのだ、という風潮が長く続

6 函館方式に関する資料は以下からダウンロードできます。

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/doboku/tekisei-kouji.pdf>

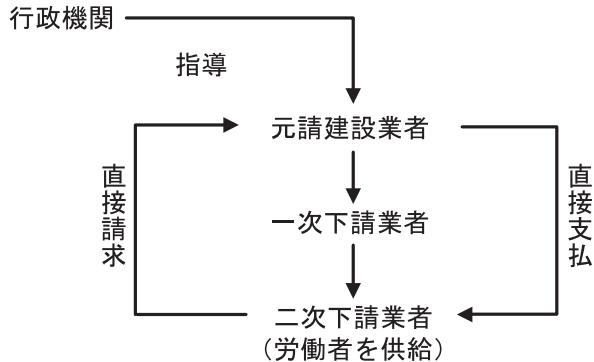
7 建設政策研究所・東京土建合同調査報告書『公共事業の適正な執行を求める行政指導－函館市・小樽市における実践』2004年12月発行。

きました。しかしながらそのために、そこでワーキングプアが生み出されてきた。それをどう転換するかということが問われている。この話が河合さんの話につながる。

### ■建設業界の総合的なワークルールの整備を

関連して、労働者ヒアリングでもうですが、今回の事業者ヒアリングで感じたことの一つが、想像していた以上に、社会保険に未加入の事業者が存在したということでした。「保険料を支払ったら会社がつぶれる」と開き直ってお話しされるケースも少なくなかった。

**図表1—21  
保険料(事業主負担分)の確保のために求められる施策**



出所：建設政策研究所発表文書より。

もちろん、そうしたことは許されないことではあるものの、元請業者からの発注単価に規制をかけるなど適正な単価での受発注システムを構築しなければ、下請業者にますます負担がかかる。そこにメスを入れる必要がある。図表1—21は、事業主負担分の保険料を別立てにして確実に確保できるようにするための施策をイメージ図としてまとめたものです。こういう施策も必要になると思っています<sup>8</sup>。

**図表1—22 雇い入れ通知書の受け取り状況及び出宅から帰宅までの時間**

単位：%

		n = 1198
a. 雇い入れ通知書の受け取り状況	もらった	44.9
	もらわなかった	43.5
	わからない	11.6
		n = 1215
b. 出宅から帰宅までの時間	10時間未満	6.6
	10時間台	22.1
	11時間台	34.6
	12時間台	21.6
	13時間台	10.0
	14時間以上	5.0

**図表1—23 建退共等の手帳の有無及び証紙の貼付状況**

単位：%

		n = 972
a. 建退共手帳の有無、退職金に関する状況	自分で持っているが、会社では証紙を貼ってもらっていない	7.0
	夏場は会社に預けて、離職のときに返してもらっている	8.5
	会社に預けたままにしてある	45.5
	どちらにも加入していないし退職金ではない	24.1
	どちらにも加入しているが、中退共や、それ以外の独自の退職金	1.3
	わからない	13.6
		n = 574
b. 証紙の貼付状況	公共の仕事の分も民間の仕事の分もすべて貼られている	24.0
	公共の仕事の分だけはすべて貼られている	17.6
	公共の仕事のうちの一部の分だけ貼られている	7.3
	まったく貼っていない	5.7
	わからない	45.3

注：対象は「建設業」で働く男性に限定。

あと、残りの図表も紹介しておきます。図表1—22は、雇用される際に雇い入れ通知書をもらったかどうかと、出宅から帰宅までの時間をまとめたものです。雇い入れ通知書の交付率がまだまだ低いこと、また、現場までの移動時間が長い建設業界では、仕事に要する時間が非常に長いことがわかります。ヒ

8 國土交通省「建設業法令遵守ガイドライン（改訂）一元請負人と下請負人の関係に係る留意点」平成20年9月。  
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000188.html) 同ガイドラインにおける留意点（点検項目）を列挙すると、1. 見積条件の提示、2. 書面による契約締結（当初契約、追加工事等に伴う追加・変更契約、工期変更に伴う変更契約）、3. 不当に低い請負代金、4. 指値発注、5. 不当な使用材料等の購入強制、6. やり直し工事、7. 赤伝処理、8. 工期、9. 支払保留、10. 長期手形、11. 帳簿の備付け及び保存、12. 関係法令（独占禁止法との関係について、社会保険・労働保険について）。

9 政府はいま、「社会保険等未加入企業の排除」をおしすすめようとしています。この点についての建設政策研究所の見解は、「社会保険等未加入企業の排除」についての国土交通省の取組みに関する見解と提言」を参照してください。  
[http://homepage2.nifty.com/kenseiken/opinion/op\\_20110930.pdf](http://homepage2.nifty.com/kenseiken/opinion/op_20110930.pdf)

アーリングでも、現場での作業時間しか労働時間としてカウントされない、朝早くから夜遅くまでの仕事でカラダがもたない、休みが欲しい、などの訴えを少なからず聞きました。

それから次の図表1—23は、建退共の手帳の有無あるいは証紙の添付状況です。会社を移り変わることが多い建設労働者のためにせっかくつくられた建退共制度も、手帳が交付されて、証紙が添付されていなければ意味がありません。

季節雇用をめぐる問題といえば、とかく雇用だけに関心が集まりがちですが、建設業界のワークルールを総合的に整備していくことも重要な課題であることをこれらの図表は示しているのではないですか。

今回の調査研究一とりわけ数多くのヒアリングを重ねるなか一で感じたのは、月並みな言い方に聞こえるかもしれません、やはり季節労働者の雇用や生活が深刻化していること、建設業者も労働者を雇用する体力を低下させていること、となるでしょうか。それに対して必要な政策というか方向性を私たちなりにまとめました。そして、その具体的な話については、井上さん、河合さんにお任せして、私たちの報告をとりあえず終わらせていただきます。有り難うございました。

## 帯広市における仕事づくり（地域経済循環）—中小企業振興基本条例の制定と小規模登録制度の実績

井上 元美（帯広民主商工会 事務局長）

### ■自己紹介



帯広民主商工会の事務局長をつとめています井上と申します。よろしくお願いします。

今日はたまたま札幌でこれから会議だったものですから、集会参加と報告の依頼があったとき、よく考えず引き受けさせていただいたのですが、後で後悔しました。

みなさんの手元にあるレジュメは、本日一緒に帯広から参加されています、日本共産党の帯広市議会議員の稻葉さんが全国の自治体学校で作成されたレジュメを私が若干加工し、使わせていただいております。しかも、私自身は、今年の5月に事務局長になったばかりのペーペーなのですが、この集会には、前の事務局長も参加しております。その意味では本日は、なんだか父兄を連れてきてしまったようなそ

ういうような思いでここに立っております。

今日は、与えられたこのテーマでお話をしますが、これから会議が予定されており、報告の後は退席しなければなりません。質疑応答のほうは、稻葉さんと前事務局長のお二人にお任せすることをご了承ください<sup>10</sup>。

### ■小規模工事等登録事業制度で中小業者に仕事を！

まず小規模工事等登録事業制度（以下、小規模登録制度といいます）というものを説明します。この制度は、入札参加資格のないような中小業者が登録して、自治体が発注する小規模な工事・修繕などの受注機会を拡大する制度です。地域経済の活性化にもつながっています。

登録の要件としては、基本的には、そこの自治体で事業を行なっていればよくて、建設業の許可の有無などは問いません。自治体に対して、自分はどういう仕事ができるかということを、登録の際に申告をしておくことになります。

ただ、一点言えば、帯広市では納税要件がありまして、納税証明を添付しなければなりません。こうした帯広のような、地方税の完納要件を定めている自治体もありますが、民商などの運動によって納税要件を緩和させているところもあります。

表2-1 帯広市における小規模登録制度の実績等の推移<sup>11</sup>

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
a. 登録業者数	96	116	91	94	70	80	80	99
b. 登録者数発注率	20%	29%	47%	52%	54%	49%	80%	79%
c. 発注件数	108	209	403	552	468	483	669	790
d. 発注金額（千円）	4,960	11,636	21,821	33,025	29,984	31,940	60,724	78,955
e. 小規模修繕工事額（千円）	93,751	101,311	97,100	105,430	107,110	108,912	196,950	209,556
f. 登録者への発注率	5.3%	11.5%	22.5%	31.3%	28.0%	29.3%	30.9%	37.7%
g. 修繕工事の総額(千円)	374,906	331,422	360,967	481,841	394,026	439,001	563,474	498,083

注1:2003年度は10月1日～翌年3月31日までの集計。以後4月1日～3月31日までの集計である。

注2:eの小規模修繕工事額は、2008年度までは修繕30万円以下、2009年度以降は修繕50万円以下の工事額である。

注3:fは、d÷e×100で算出。gは帯広市の修繕費全体の総額で、参考値である。

10 当日は、議員である稻葉さんと帯広民商の前事務局長である野坂さんが、後段の質疑応答の場面で、井上さんの報告に対する質問への回答だけでなく、帯広市における貴重な実践等を報告してくださいました。記して感謝申し上げます。

11 表の読み方については、後段の質疑応答で稻葉さんが説明されているのであわせて参照されたい。

ちょっと古い資料で申し訳ありませんが、全商連の調べによれば、小規模登録制度の実施は、09年4月現在で、46都道府県411自治体に広がりました。市町村合併によって自治体数が減少するなかで、前回の調査（07年10月）よりも56自治体増え、全市町村（1777）の23%が実施しています。最近でも隣の芽室町で、施行されるなど、道内でも広がっています。

この制度の実績等の推移を表2-1にまとめました。帯広市の小規模登録制度は2003年10月1日に施行され、現在約100事業者が登録されています。

施行当初、市役所内では小規模登録制度が各課に浸透しておらず、発注件数は、修繕費全体からみてごく僅かでした。こういうものができましたよということで、民商会員さんに呼びかけて積極的に登録してもらった結果、100件ほどの登録件数はあったのですが、わずか20%の登録業者さんにしか発注がされなかった。金額もわずか490万です。

そこで、担当窓口である契約管財課と何度も交渉して、発注件数、発注金額ともに増やしていくたという経過があります。具体的には、契約管財課を訪問して、建設業の実態はいまこうであるとか、市にも積極的に仕事を発注してもらいたいなど何度か懇談あるいは交渉しているうちに、契約管財課の職員が、教育委員会や住宅課などを案内してくれて、この制度の利用を呼びかけてくれて、庁内での認知度を高めていくことができました。

2009年には発注件数も受注の金額も大幅に増加しました。ここには中小企業振興基本条例の制定が影響していると思いますが、それだけではありません。この年には、「業者登録したが一度も受注がない」「同一事業者に発注が集中しているのでは」という事業者の声を議会で取り上げていただき、「登録事業者全員に仕事を発注する」ことを約束させた結果、登録業者に対する発注率が大幅に増加したのです。

また、この年には、修繕工事額の上限30万円が50万円に拡大したこと、修繕費全体に対する小規模修繕工事額の割合が高まりました。同時に、登録事業者への発注率も高まり、その影響で登録業者も増

加したのです。

### ■みんなの力で制定・練り上げた中小企業振興基本条例

中小企業振興基本条例の制定について説明します。

帯広市では、2007年の4月に中小企業振興基本条例が施行されました。先ほどの小規模登録制度もそうですが、この振興条例についても、稲葉市議にもご尽力いただきました。また私たち帯広民商はもちろんですが、中小企業家同友会、帯広商工会議所など関係機関が総力戦で2007年に出来上がったものなんです。

歴史的な経過を申しますと、97年に稲葉市議が議会で中小企業振興基本条例の制定を提唱し、その後、帯広民商が制定を求めた申し入れを行い、05年に中小企業家同友会帯広支部が東京都・墨田区の担当課長を招いた研究集会を行い、帯広商工会議所と協同で「条例検討プロジェクト」を設置し、07年3月定例会に「条例」が提案され、全会一致で可決されたとなっております。

基本条例の条文とあわせて、振興協議会の内容も資料として添付させていただきました。振興協議会の資料は、分量の関係で2枚に抑えましたが、ぜひホームページをのぞいていただき、どれだけの議論が積み重ねられているかをご覧いただきたいと思います<sup>12</sup>。

さて、条例の前文にはこう書いています。「中小企業は、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手」とし「中小企業の振興が、帯広・十勝の振興に欠かせないもの…、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するためにこの条例を制定します」としています。さらに市長の責務として「中小企業振興の指針を定める」「必要な施策を講じる」と明記しています。

次に、振興条例が出来上がってからは、条例の具体化を図るために、中小企業団体・金融機関・関連行政機関の18人で構成する「帯広市中小企業振興協議会」が発足しました。さらに中小企業の経営者を中

12 帯広市の「帯広のまちづくり」⇒「審議会・委員会」⇒「帯広市中小企業振興協議会」で議事録や資料をよむことができます。

<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shoukoukankoubu/sangyoumachidukurika/d110209cyusyoushukigyou.jsp>

心に4つの部会（「モノづくり・創業」「経営基盤・人材」「産業基盤」「交流」）が設置され、総勢40人で協議会の活動がすすめられました。

### ■部会での積極的で率直な意見交換による成果

各部会では、1年間、毎月部会を開催し、部員どうし中小企業者の実態を意見交換し、意見を提言書にまとめて提出しました。各部会とも10数回は議論を重ねています。そして、中小企業振興のための指針が「産業振興ビジョン」として策定されました。その進行・管理の機関として「帯広市産業振興会議」が設置されたというわけです。

私も、この部会での議論を傍聴させていただきましたが、経営実態の厳しさもさることながら、本当にいろいろな話が率直に語られていました。従業員を数十人抱えて市内で頑張っておられるあるハウスメーカーの社長は、管外の大手のハウスメーカーの進出に非常に危機感を持っていて、条例の制定に期待を持って参加された、など切実な思いを語っていました。また、担当課職員も、こうした中小業者の実態を深く受け止めてくれたということが何よりもよかったです。

「協議会」で繰り返し行われたこうした議論が関係者の意識を変えていきました。稲葉市議のレジュメに、次のような発言が掲載されていましたので紹介させていただきます。

- ・帯広市の担当者=「条例・ビジョン作りの過程で職員が育ち、ネットワークができた。企業誘致ではなく、地域の中小企業育成に軸足が移った」。
- ・中小企業者同友会帯広支部の役員さん=「人口予想で3割も減る試算が出され、商売がやつていけなくなると感じた。自分の商売だけでなく、まちづくりが必要と憲章や条例づくりに取り組んだ」。
- ・地域金融機関の帯広信金幹部=「信金は協同組織の金融機関。地域に資するという理念を忘れず、中小企業を支えていくことが必要。利益を投機で失うのではなく、地域に還元すれば必ず帰ってくる」。

ここで紹介されている同友会の方は、現在、十勝ネットを立ち上げています。さらに新しい帯広市長

が立ち上げたフードバー構想とあわせて、ネットワークで十勝の産物を売り込み、市場を拡大しようと頑張っておられます。

地域金融機関の方は、こう言っています。地域の小零細業者を支えなければ、その上にある中小業者も、もっと大きな企業も、結局はダメになってしまいます。そういう思いで地域金融を支える役割を担っている、と。この信金では、地域振興部という新たな部をつくって頑張っておられます。私たち民商が行っている日常的な相談活動や新規事業に対する金融相談など。そして、信金のお客さんの情報を持っていますから、それらを駆使してビジネスマッチングに取り組んでいるようです。また、姉妹提携している他県の信用金庫さんと物産取引なんかも積極的に実施しています。

振興条例が制定されたこともさることながら、協議会で中小業者や自治体職員など関係者が率直に意見交換を行ったことで、認識が相当変わっていった、そのことが財産ではないかと思っています。

こうした取り組みが契機となり、「産業ビジョン」策定後の09年には、修繕工事額の上限30万円が50万円に拡大しました。また、全登録業者への工事発注など、地域の中小企業者にピントを当てた新たな補正の枠組みが実現しています。

### ■「(中) 小企業憲章」の制定に向けて

最後に、我々帯広民商のこれから取り組みを紹介したいと思います。

昨年6月に政府は「中小企業憲章」を閣議決定しました。しかしながら、いまだに憲章をよりどころにした具体的な政策展開はありません。たしかに、「基本理念」には「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす」「中小企業は、国家の財産ともいべき存在である」とうたっています。しかしながら縦割り行政が作成したものなので、仮作って魂入れずで、具体的な振興策がまったくない状況です。

そういう意味では、小規模登録制度の発展や、条例の具体化のために、庁内の担当課への働きかけはもちろんのこと、中小事業者が地域の経済活動や地域貢献でどのような役割を担っているのかの自覚を

高めさせるための取り組みが大切だと思っています。

現政府が「構造改革路線強化」で財界とアメリカに奉仕する国・地方づくりをめざす動きを強めるなか、地域循環型の経済社会の構築をめざし、民商・全国商工団体連合会（全商連）では、「日本版・小企業憲章（案）」を掲げ、現制度の拡充や「住宅リフォーム助成制度」の創設を求め運動を強めています。とくにこのリフォーム助成については、岩手の宮古市の制度が非常に注目を集めています。

自治体がこうして仕事をつくることで、仕事が地域で回り、雇用と所得が生まれる。そして所得が消費され地域を潤す。そうすると自治体の財政も潤い、さらに地域へ仕事を生み出せる。こうした地域経済循環の輪をつくることで、地域社会の土台をしっかりとさせることが重要だと考えています。

まとまりのない話で恐縮ですが、以上です。有り難うございました。

## 野田市・川崎市の「公契約条例」を視察して

河合 雅夫（建設政策研究所北海道センター理事）

### ■いまなぜ公契約条例か—公共事業分野で下落する労務単価



建設政策研究所北海道センター理事の河合雅夫です。

まずは、公契約条例について簡単に説明した上で、今回私が視察してきた野田市・川崎市の公契約の状況についてお話しします。

公契約条例は、公共事業や公共サービス・公共調達など公的機関と受託する事業者との間に結ばれる労働条件など労働条項を定めた条例ということになっています。

公契約については、大きくは、公共工事と公共サービスという二つの分野にわけられます。まずは公共工事分野の賃金等をめぐる問題状況についてみていきましょう。図表3-1は、公共事業設計労務単価をまとめたものです。今年と10年前とを比較してみました。

図表3-1 北海道における設計労務単価の推移と差額等

	2001年 設計労務単価	2011年 設計労務単価	1日の差額	1ヶ月21日 計算での差額
普通作業員	13,300	10,700	2,600	54,600
造園工	18,000	13,600	4,400	92,400
鉄筋工	15,800	13,100	2,700	56,700
大工	17,300	13,400	4,000	84,000

設計労務単価とは、地域別・職種別の労務単価です。例えば大工さんの釘打ちが東京と北海道では値段が違う、という矛盾はありますが、職種別に1日8時間労働の賃金額が定められているのが特徴です。ところが、さきほど川村先生の報告にもあった

とおり、普通作業員でみると、2001年には13,300円だったのが2011年には10,700円と2,600円も下がっています。

1日2,600円の差額というのは、屋外作業の全国的な月平均日数は21日ですので、単純計算すると、1ヶ月54,800円、年間で657,600円です。10年間でこれほどの減収となっているのです。同じように、大工では1ヶ月84,000円、造園工については1ヶ月92,400円の減収です。

しかも、もう一つ付け加えると、労働者がそもそもこの設計労務単価をもらえていない、そうであるからこそ、翌年の労務単価はまた下がることになるわけです。その問題点も指摘しておきたいと思います。

### ■委託費等のカットでさまざまなトラブル発生

次に公共サービスについては、気になっている事件や記事をレジュメにまとめてみました。

- (1) 東京都港区公営マンションのシンドラー製エレベーターで、16歳の少年が死亡した事故は記憶にある方もいるでしょう。この事故では、市から公社に支払っていた費用は、2005年の3,646,000円に対して、2006年には2,100,000円と同じに42%もカットされていたことが明らかになりました。さらに、保守管理会社が受託したのは1,152,000円と低額になり、入札で3年間、価格が安い会社が受託している中での死亡事故でした。
- (2) 大阪市では、民間委託の地下鉄清掃員が、平均月収9万円で暮らしていく、生活保護を申請して受理することができました。彼の時給は760円で当時の大阪最低賃金は748円でした。交通費の支給もなく、税金による公共の仕事で生活水準以下の生活を強いられていたケースです。
- (3) これと同様に、さいたま市臨時教員が、生活保護を申請して受理となったケースでは、授業補助で1年契約、1日5時間、週5日授業の時給1,210円で、月収107,000円でした。夏休み・冬休

みは授業がないために収入がありません。このような臨時職員が全国で約13万人も働いているそうです。

(4) 国分寺市では、ゴミ収集運搬委託の途中辞退が起きています。

前年度の落札価格を基に予定価格を設定していたのですが、前年度の93.3%の金額で新規業者が落札しました。しかしながらこの業者は、ゴミ収集車を所有していなかったために、新規購入することになり、財政難となって、結局はゴミの未収集、賃金不払い、非正規雇用だけの作業など、不祥事を続発させた上、業務遂行が不可能となり、最終的には仕事を辞退するはめになり、しかも、行政が無理を承知で業務をさせたとして違約金を払わないという問題が起きたそうです。

これを契機に「国分寺市の調達に関する基本指針」が策定され、この指針に基づいて公契約条例が準備されている段階です。

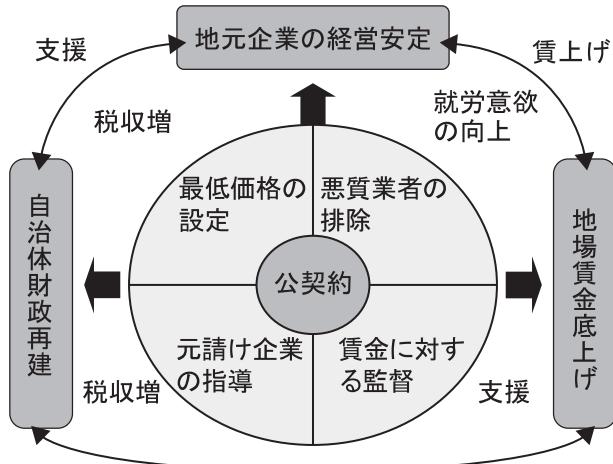
(5) ふじみ野市のプール事故は記憶にある方も多いと思います。2006年7月31日、市の大井プールで、小学校2年生の女児が給水口に吸い込まれて死亡しました。この事故では、業務委託業者が別会社に業務を「丸投げ」して、しかも現場で働いていたのはアルバイトであることが判明して、企業責任とともに当時の市教育委員会体育課長に禁固1年6ヶ月、執行猶予3年、同課係長に禁固1年、執行猶予3年の有罪判決が確定しました。

市職員からは、「業者の過失責任まで負わされではたまらない」と請願書も集められましたが、プールの管理責任が所有者、市にあることを明確にしたこと、市が業務委託しても管理責任を免れない、逆に委託業者の業務遂行確認と施設の状況確認が必要と判断されました。

以上のように、公共工事分野・公共サービス分野とともに、賃金の低下、官製ワーキングプア問題、事故が発生し、さらに学校給食などでは、労働時間を制限した社会保険逃れなど労働条件の低下、行政の責任逃れといった現象が起きています。価格が低いだけで取れる入札制度では、労働条件が良い真面目な会社が生き残れない状態といえます。

## ■公契約条例の制定で何がどう変わるか

図表3—2 公契約条例による効果



こうした状況下で、公契約条例に注目が集まっています。公契約条例とは、図表3—2にあるように、条例によって、行政が賃金に対する監督をすることで、まずは「地場賃金の底上げ」が実現します。

次に、行政が、悪質業者の排除や最低価格を設定することで、「地元企業の経営安定」を図ります。

そして、賃金の増額による税収アップと地元企業の経営安定による税収アップで、「自治体財政再建」にも貢献するという、こうした構図を地域社会で実現させることを目指すものといえるのではないかでしょうか。

## ■公契約条例を求める運動の経過

次に、公契約条例を目指した各地の動きのなかで、私自身が気になったものを紹介します。

- (1) わが国は ILO 条約の批准面で、後進国であることが指摘されていますが、公約に関する条約、すなわち、ILO 条約第94号条例（公契約における労働条項に関する条例）や第84号勧告1948～1949年についても、日本は批准していません。
- (2) それまで非公開だった公共事業積算労務単価の公表が2000年に実現。また、談合問題を端緒とする、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案」に対する付帯決議2000年11月16日（入契法）において、労働条件について初めて明記されました。
- (3) 「函館方式」として全国各地で知られた「適正な工事の施工を（函館市土木部指導文書）」2001年4月を契機として、小樽市・滝川市・帶広市などで同様の指導がなされ、公共工事における賃金・

労働条件・建退共の指導が強化されました。ただ、これらの文書には罰則規定や拘束力がなく、賃金部分には十分な効果がありませんでした。

- (4) 派遣法改悪2004年4月を境に、低賃金・不安定雇用の労働者が増加して、ホームレスの増加、官製ワーキングプアなどが社会問題化しました。
- (5) 公共工事の品質確保の推進に関する法律（2005年4月）で、総合評価方式が導入され、それまでの、価格だけの競争に疑問符を投げかけます。価格だけの入札（価格入札）から政策入札への流れが強くなっています。
- (6) 2005年6月には全国市長会の主張（公共事業に関する要望）、同年7月18日には国分寺市の調達に関する基本指針が出されたほか、公契約条例（法）を求める意見書採択が541地方自治体になりました。2008年1月には、市784・町783・村184と、自治体でも公契約の関心が高まります。
- (7) さらに、建設業法令遵守ガイドライン（元請負人と下請負人の関係に関する留意点2008年9月）が出されたほか、日野市の総合評価方式導入（同年9月12日）では積算労務単価の80%以上が評価ポイントとなりました。

公共工事設計労務単価のあり方検討会から報告書が出され（2009年3月）、業界団体である（社）日本建設業団体連合会は、低価格競争で業界が疲弊し労働条件が劣悪となったこと、それを背景に若い技能者の確保が困難になっていることに危機感を強め、「建設技能者的人材確保・育成に関する提言」を発表しました（2009年4月）。

- (8) 全国から注目を集めていた尼崎市の公契約決議は否決されました（2009年5月19日）、国レベルでは、公共サービス基本法が制定されました（同年5月20日）。

また、準備途中で消滅こそしましたが、公共工事報酬確保法案が民主・共産・社民で準備されました（同年7月）。そして、この北海道では、道庁による、公共工事の適正な施工体制等の確認について」が出され（同年7月16日）、業種別賃金の提出を義務化するなどの動きもみられます。

以上のとおり、国や自治体あるいは建設業界において、この公契約分野をめぐる問題に対して、提言・検討・具体策がとられてきました。

その中で、野田市が公契約条例を2009年9月に可決し、翌年から施行しています。川崎市もその後に続きました。条例を2010年12月に制定し、翌年4月から施行しています。

いまや（2011年1月）公契約を求める意見書採択は7県847地方自治体になりました。北海道ではその数は42自治体にのぼり、公契約を検討する自治体はさらに増えてきているのが現状です。

加えて、国土交通省建設産業戦略会議「建設産業の再生と発展のための方策2011」の策定（2011年6月23日）など、新たな動きもみられています。

## ■野田市・川崎市の視察について

さて、私が住む函館市でも、市議会で検討するという答弁はされてはいるのですが、それ以上の議論がなかなか進んでいません。そういう状況を打破するために、日本共産党函館市議の紺谷議員と一緒に2011年8月24日・25日に両市に視察に行ってきました。公契約条例には幾つかのポイントがありますが、両市のそれらを図表3—3にまとめてみました。

野田市・川崎市ともに感じた共通点は、①公契約を求める声や継続した取組みは地域すでに実施されていましたが、公契約を求めていた側の印象として、市長のいわば鶴の一声でスタートしたと感じられていること。②まずは公契約条例を制定・スタートさせて、その後に、問題点を整理しながら改善を図るという努力が継続されていること。③職員の事務量の増加を予想して、適応工事を最初は狭めてスタートして、事が慣れてから適応工事をひろげていっているというように、いわば、小さく産んで大きく育てるという手法が採用されていることなどがあげられます。

## ■野田市の条例の特徴

最初に訪問したのは野田市です。2010年4月施行の野田市公契約条例として、全国初の公契約条例として注目を集めました。

当初、適用対象となる労働者としては、労基法9条で定めるところの労働者であって、受注者もしくは下請負者に雇用される者と派遣法適用労働者と規定していました。それが、制定後に改正されて、現在では、請負労働者・一人親方にも条例が適応され

図表3—3 野田市と川崎市の公契約条例のポイント

	野田市 (野田市公契約条例)	川崎市 (川崎市契約条例の一部改正)
制定／施行時期	2009年9月／2010年4月	2010年12月／2011年4月
適用対象となる労働者	労基法9条の労働者で、受注者もしくは下請負者に雇用される者と派遣法適用労働者。 (改正) 請負労働者（一人親方）にも拡張	受注者または下請負者に雇用され、公契約業務に従事する労基法9条の労働者と工事請負契約における「一人親方」
公共工事の賃金	公共工事設計労務単価の8割（改正）	公共工事設計労務単価 ※審議会
業務委託の賃金	野田市一般職の職員給与に関する条例別表に定める額135,100円に1.03（地域手当の係数）をかけ、年間2,015時間就労したとみなした、1時間当たりの金額829円 ※最賃744円2011年（求人賃金上昇）	川崎市生活保護基準※19歳単身※市長は、次に定める額を勘案し、審議会の意見を聞いて、作業報酬下限額を定めるものとする。 ※審議会 学者1・労組2・経営2 ※最賃818円2011年 基準額893円
適用対象となる工事、業務	予定価格1億円以上の建設工事又は製造請負契約（年間3～4件）と予定価格1千万円以上の業務委託契約（年間15～16件）。(改正)「市長が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要があると認めるもの」を追加。 清掃業務等の低賃金業務については、予定価格1千万円未満でも条例対象に。	予定価格6億円以上の工事請負契約（議会の議決に付すべき契約）予定価格1,000万円以上の業務委託契約のうち人件費割合の高い業種（例えば、警備、施設維持管理、清掃業務等）。
履行確認の方法	条例通り運用されているかをチェックするため、市は事業者への立ち入り調査権を持つ。	・契約締結後、下請業者含めた全労働者名簿（氏名、作業内容、作業報酬額、労働契約形態等明記）を提出。報酬額を確認。 ・適用労働者から申出あった場合や市が必要と判断した場合、事業所立ち入り、書類検査、関係者への聞き取り等調査をする。
雇用安定処置	努力義務	努力義務

ています。

賃金については、公共工事については設計労務単価の8割と規定し、業務委託の部分については、野田市一般職の職員給与に関する条例に定める額135,100円に1.03（地域手当の係数）を乗じて、年間2,015時間就労したとみなした1時間当たりの金額、すなわち829円（2011年8月最賃744円）と規定しています。

適応工事については、当初は、予定価格1億円以上の建設工事又は製造請負契約と予定価格1千万円以上の業務委託としていましたが、この規定も改正されて、「市長が適正な賃金等の水準を確保するために特に必要があると認めるもの」を追加、清掃業務などの低賃金業務については、予定価格1千万円未満でも条例の対象にするなど改善されています。

履行確認の方法については、労働者配置計画書（工事用・業務用）の中で、労務単価、就労時間と就労日数を記載・提出させて、施工体系図と労働者支払賃金報告書で確認を取るというものです。

雇用安定処置については、努力義務となっており、この部分が課題ともいえます。

ちなみに、今回の観察で確認したかったことの一つが、公契約条例によって、地場賃金の底上げが実際に実現しているかどうかという点です。制定後の期間がまだ十分ではなかったので、数字的な資料に

よる確認は出来ませんでしたが、野田市の職安の求人の賃金が、それまでは圧倒的に700円台だったものが、800円台に上がっていると聞きました。

もちろん、この現象が公契約条例によるもののかどうかは検証が必要とのことでした。しかしながら、例えば、ある清掃業者を例にいえば、公共分野の清掃も民間分野の清掃も同じ労働者に清掃をさせるのに、清掃場所によって時給を変えることはできないことから、規制のある公共の単価にあわせるしかない、ということは十分考えられることです。加えて、仮に民間の清掃事業しか受注していない事業者であっても、質の良い労働者を集めためには、職安で同業他社の時給を調べることになりますから、相対的に地場賃金が上がるのではないだろうかと推測していました。

### ■川崎市における条例の特徴

川崎市については、もともとあった「川崎市契約条例」を一部改正することで公契約条例としています。

報酬部分では、公共工事については設計労務単価の9割で、公共サービスでは生活保護の19歳単身世帯を基準にして、なおかつ、市長が勘案し、審議会の意見を聞いて作業報酬下限額を定めるとしています。ちなみにこの審議会は、労働者側代表2名、経

営者側代表2名、学識者代表1名の5名体制で行われることになっています。

適応工事については、予定価格6億円以上の建設工事と、予定価格1千万円以上の業務委託契約のうち人件費割合が高い業種と規定しています。川崎市については、公契約条例を開始してからまだ間もなくて、条例制定の結果等については来年5月頃にインターネットで配信することでしたので、地域経済に与えた効果等も調査して欲しいという要望も伝えてきました。

履行確認の方法については、下請け業者を含めた全労働者名簿を提出させて、報酬額を確認するとともに、労働者に対する条例の周知徹底（宣伝物）、適用労働者や下請企業等からの相談窓口の設定などの対策が採用されているのが特徴的でした。

### ■函館市での公契約条例の制定に向けて

今回の視察ではいろいろな成果がありましたが、なかでも、公契約条例が地場賃金の底上げに効果を与えることが示唆される状況が確認されたことは成果でした。

また、もう一つ確認できたのは、両市とも、条例を制定してからまだ1、2年目で、いわば暗中模索のなかではありますが、試行錯誤しながら、内容を随時検討し改正作業に実際に取り組んでいることです。より良くしようと努力を積み重ねられている姿が印象的でした。

来年4月に公契約条例の制定を目指している札幌市や、長い準備期間を経て議員提案で制定を計画している国分寺市などでは、野田市・川崎市の条例をもとにしながらも、さらに進んだ内容も検討されていると聞いています。

特に、公共事業設計労務単価は、今年の調査で把握された賃金額が来年度の設計労務単価に反映される仕組みになっていますので、設計労務単価の80%や90%では、下がり続ける労務単価に歯止めがかけられることになります。その意味では、設計労務単価の100%以上が理想ということになります。

改善の余地はいろいろあると思いますが、野田市・川崎市の公契約条例が全国に広がる可能性を持つ内容であることは間違いないませんし、全国の地方自治体が動き出せば、都道府県にも影響を与え、全国レベルでの公契約法の展望もみえてきます。

その意味では、公共事業や公共サービスは、地方自治体だけでなく都道府県や国の機関でも実施されているわけですから、地方自治体における公契約条例の制定は一つの通過点であり、実態調査など地域の運動や国に対する働きかけなどを強化していくことが私たちの課題です。

私の地元の函館市は、公共事業分野だけとはいえ、全国的に注目を集めた「適正な工事の施工を（函館市土木部指導文章）」で、労働者の賃金・労働条件・建退共（建設業退職金共済制度）などの改善に取り組んだ先進的な地域です。

早期に、野田市・川崎市に学んで公契約条例の制定を実現させてもらいたい。私たちも奮闘します。

## ディスカッション、質疑応答

### ■帯広の経験に対する質問

川村：貴重な報告を有り難うございました。それでは、ディスカッションにうつります。会場からのご質問を受ける前に、確認の意味をこめて、私の方から何点か質問させてください。

まず帯広には三点あります。第一に、さきほどの表の見方をあらためてご説明していただけますでしょうか。第二は、こうした小規模の工事を行う意義について。例えば、こんなより大型の公共事業をドンとやったほうがいいじゃないかという「暴論」もある中で、こういう小規模工事を行うことの、例えば事業経営の効果や地域経済への効果などが、もし聞ければお願いしたい。第三は、帯広でこうした取り組みがなぜ実現できたのか。もちろん、関係者によるご努力という歴史的な経過があって「共同の輪」がひろがっていったと思うのですが、他の地域でも実践する際のポイントのようなものを聞ければ有難いです。

### ■建設的な議論のためにも客観的なデータの整備を



稲葉：市会議員の稲葉です。まず表の見方ですが、こういう表が元々あるわけではなくて、井上さんが自分なりに作った表です。もともと市では、修繕工事等工種別の発注状況、小規模修繕契約の発注実績などが載った資料はもっています。それに加えて、発注先、発注元、所属課ごとの発注件数や金額などの資料を必要に応じて提出させて、それを集約した

のが、彼がまとめたこの表です。

まず、aの登録業者数は、この制度に登録している業者の数です。それからbの登録者数発注率というのは、登録した業者のうち何パーセントが仕事を受注できたかという割合です。cの発注件数は、登録事業者が受注した件数です。「発注」と書いているのは市の資料だからです。dは、その総額ですね。初年度が496万だったのが昨年度は約7900万まで増加した。

そして、eの小規模修繕工事額というのは、帯広市の修繕の総額です。当初は30万以下の工事だけでしたが、2009年からは50万以下までが対象になっています。ですから、50万以下であればおおよそ年間2億前後ぐらいの修繕が行われている。

fの登録者への発注率は、例えば2010年実績でいうと、2億円のうち7895万ですから、37%がこの制度で実施されている計算になります。最後の、gの修繕費総額というのは、金額の制限を外した、帯広市の修繕費の総額で、昨年度であれば約5億円にのぼります。

川村：なるほど、工事1件当たりの金額はともかくとして、全体で5億円の修繕関係の仕事が実施されているのですね。

稲葉：そうです。そのうち50万円未満が2億円です。ちなみに、我々も、こういう資料を作るまで3年くらいかかりています。というのは、修繕ですから、原課からの発注になりますよね。その原課で発注したものを見つける一つの場所で集約するというのは本来行われていないのです。

それに対して我々は、一つは小規模修繕の発注割合を上げろ、もう一つは全ての登録業者に発注せよ、という二つを中心とした取り組みを進める中で、それらの到達点を常におさえておかなければそもそも議論にならないことを強調しました。つまり、果たしていまどのくらいの発注割合なのか？どのくらいの業者に発注されているのか？という客観的データですね。それで、3年かかるこれらを把握する仕

組みを作ったんです。これによって、毎月どこの課がいくらの工事を発注しているのか、どこの事業者に発注しているのか等がすべてわかります。こうしてはじめて建設的な議論ができるわけです。

さて、09年度には発注金額は、前年度の3000万から倍になるわけです。このあたりから、振興条例もやはり影響してきているわけです。つまり、景気対策の補正を組ませるときに、その中で、小規模対応という補正を、別枠で出させているんですね。それで金額が増えた。それから、対象業者数もこのあたりからグッと増えていますよね。変化が現れてきている。もともと初年度は96事業者が登録していたのですが、仕事がなかなか行渡らないから登録自体が減ってくるんですよ。ところが、仕事が出だしたことで、2010年には19件も登録件数が増えている。

先程質問のあったこの制度の意義に関連して述べますと、地域経済の担い手は中小企業であるとよく一般的に言われるわけですが、この制度を導入させるにあたって中心的に議論してきたのは、担い手の中心はといえば、これはもう小規模事業者なんですね。建設業であれば4人未満が圧倒的に多いわけです。

ところが、市は修繕の仕事をどこに発注しているのかといえば、ほとんどが指名業者なんです。市も、仕事をどこに出してよいかわからないわけですから。でも、指名業者は直には仕事をしないわけです。経費をはねて全て下請におろしている。そうであるならば、最初から、地域の担い手である中小業者に直接出すべきではないかという議論をした。景気対策という観点からも、そういう制度をつくるべきだと。そんなふうに私どもは議会で議論を進めてきたし、民商は民商で、運動として、市に要望をしてきた。

そういう流れの中で、この2003年度の6月議会で、景気対策の議論を行った直後に、「もういい加減に、やらなきゃだめだ」ということで、年度の途中からでも実施するからという副市長からの回答もあって、実施することになったわけです。

## ■下請調査の実施で実態を把握する

ところで、この、元請と下請の関係に関しても、かなり以前から議論をしておりまして、97年に第一回目の「元請一下請実態調査」というのを実施させているのですが、これは、元請も下請もおおよそ100件ずつ対象にして、無記名で調査に協力してもらいました。97年が一回目で、その後おおよそ3年から4年ごとに継続的に実施させています。昨年度も実施させています。

結局、なぜそういうふうにしたかというと、いくら下請保護という議論をしてもですね、市は、そういう問題状況が本当にあるのかという確認をする際、元請業者に対して確認を行うわけですよ。これでは話は噛み合わない。

そこで、実態はどうなのかちゃんと調べてみようじゃないかということで、かなりの議論をして、じゃあやってみましょうということになった。ちなみに、調査を無記名で実施したのは、元請からのプレッシャーが下請業者に後でかかるないようにするためです。

その無記名で上がってきた下請の回答というものが、まさに我々が指摘していたことを裏付ける中身になっていて、市のほうでも、こんなに酷いとは思わなかつたということで、その後、元請・下請適正化指導要綱に結実するわけです<sup>13</sup>。

地域経済の担い手がどういう状況にあるのか、とりわけ建設産業での元請と下請の関係はどうなっているのか、等々をきちんと調べあげ、そこに直接仕事を出すことでお金が地域でまわっていくという流れが出来てきたわけです。

## ■労賃の積算基準を明示させる取り組み

質問とは関係ないのですが、公契約の関係で、私自身の問題意識もありますので、帯広の取り組みと合わせて一言発言させてください。

この指導要綱文書は、函館の文書を見習ってつくらせたものです。ただ、帯広市が発注する仕事は公共工事だけではなく、業務委託の分野も相当数あるんですね。ここに指定管理者も加わる。その意味では、業務委託や指定管理者の分野にも、こうしたル

13 「帯広市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱（平成19年4月1日改正）」がホームページで閲覧できます。  
[http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/mpsdata/web/250/030\\_youkou11.pdf](http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/mpsdata/web/250/030_youkou11.pdf)

ールを設けられないものかと考えてきました。当然、公契約についてはかなり以前から市に対して意見をしていますが、やるという回答はなかなか出てきません。札幌で出来れば市も動くかなとは思っていますけど、ただ、それまでは、とにかくなんらかの仕組みを何か作りたいと考えて、委託または指定管理者の業務委託に関する指導文書を一昨年からつくりさせています。

これはどういうものかというと、そもそも市は、それぞれの業務委託なり指定管理なりを行うにあたって、「適正な労賃」ということで、基準こそそれぞれ違えども、積算労賃というのは必ず持っています。例えば、清掃であれば、市の職員の何歳の基準というのがあるわけです。保育所であればなになに、とそれぞれ持っているんですよ。それを全て明示させた文書を契約のときに交付させる。「これが帯広市の積算の基準なのだから、これが適正な労賃なのだ」ということを提示させています。

ただ、これも、条例がない以上、強制力がないということになります課題です。

それから、今提起しているのは、北海道が昨年から実施している、積算労務単価の報告という作業です。これはつまり、その会社が入札するときに労賃をいくらで積算したかを報告させるというものです。これは、二省単価と比較させながら提出させるようになっています。ただこれも、「出しつ放し」になってしまふという問題があります。

そこで、私たちが市に要求しているのは、建退共の「帯広方式」を利用して、あまり大きな負担なく、実効性ある施策です。つまり帯広方式では、末端で働く全ての労働者の名前が出てきますし、建退共の証紙が何枚貼られたかがわかる仕組みになっています。この一人ひとりの労働者について、いくらの労賃が払われたかということを書く欄をここに足せば十分です。新しい様式をつくる必要はない。「入り口」部分では、9割以上ということが道では定められていますから、あとは「出口」部分で、果たしていくらが実際に支払われたのかがチェックできるようになる。新しい様式をつくるとなると手間も掛かりますが、いまの様式で出来ることはあるわけです。もう少し研究させてもらいたいということでとまっていますが、何とか形が出来ればと思っています。

## ■なるべく均等に仕事の発注を

佐藤：建設政策研究所の研究員の佐藤です。関連してちょっと質問させていただきます。さきほどの事業者規模で4人未満というなかには、いわゆる一人親方的な人たちが多く入っていて、そういう人も登録していると考えてよろしいのでしょうか。

もう一つは、帯広では、ゴミ・し尿処理の委託業者の実態調査をされたことがありますよね。それは継続して行なわれていて、そういう成果が反映して、今この積算賃金の書かれた業務委託の文書が出されるようになってきたのでしょうか。

稻葉：最初の質問ですが、登録業者は必ずしも一人親方ということではありません。労働者を何人か雇っている方も積極的にこの制度に応募していますし、一人親方もいます。そのあたりの統計は整理していません。

余談ですが、一回も仕事をもらえない事業者を無くせということを追及てきて、基本的にはそういうケースは無くなったんですよ。ところが、逆に仕事をたくさん請けているところが多くて、ベスト3で3割くらいの仕事をもっていっているんですよ。完全に均等に出すというのはちょっと無理がありますけれども、ここも改善課題です。ゼロは無くなっただけどまだ1,2回しか仕事を発注してもらっていないケースもありますので、2回未満の事業所が全体の何%を占めているかを整理して、もう少し改善を図るよう今度の議会で主張しようと思っています。

## ■ツケがどこにまわっているか、その可視化を

二つ目の質問ですが、清掃は先程言ったように、清掃の積算の基準というのは、市の職員なんですね。しかし、実際に払われているのはその単価にittiていない。25歳の賃金水準にも達していませんから、かなり低いというのが現状なんです。

業務委託の従事者に対する実態調査を02年から毎年実施させています。もちろん、何百社もありますので、全件を対象には出来ません。それでも、それぞれ業種ごとに抽出して、毎年実施して、データとしてはかなりそろっています。

正規、非正規の割合も調べています。もともと、

こういう業界では、正規は全体の4割ぐらいです。ところが市の業務に限っていえば、それが3割に落ちてきます。だから、業務委託の方が非正規の割合が高くなっている。賃金も調べていますが、低い。そうすると、積算した労賃というのはいったい何なんだということになりますよね。

入札で、あるいは何らかの競争で、仕事を取る。いくらで取っても構わないけど、そのつけをどこにまわしているのかということを「見える」ようにしなければならない。それで、先程言った、帯広市が積算をしているその労賃というものはいったいいくらなのかを明らかにしなさい、ということで、それが出来たのは、実態調査が大きな力になっています。



#### ■よい条例・ルールづくりは、職員にとっての誇り

川村：下請実態調査とか業務委託の実態調査は私たちも課題だと思っていましたので、貴重な経験報告と受け止めました。また後で質問させてください。では河合さんへの質問です。

河合さんには、公契約条例を進める上で実務的な負担というか、担当者のご苦労などがあればお聞きしたい。というのも、なるほど、公契約というものはいったんできればそれで終わりではなく、どんどんと改正が図られています。公契約には幾つかのポイントがあり、例えば、適用事業の範囲をどう設定するか、賃金をどう設定するかなどが課題になる。ただ、これは実務的な苦労もありますから、やはり始めは、小さく産んで、それから大きく育てるしかないのか、それとも、そこまで弱気にならずとも、最初からある程度の水準のものを求めていくべきなのでしょうか。

河合：公契約が導入された場合の実務的な負担というのはまだはつきりはわからないです。そこで、函

館での実践を少し説明させていただくことで、回答に代えたいと重います。

みなさんのお手元にある函館の指導文書（資料2）をご覧ください。これはインターネットでダウンロードできますが、合計で20数ページあります。最初のページの一番下には積算労務単価が書かれていますが、当然この単価は毎年変わります。そこで函館市では、毎年、全ての事業者に対して、新しい単価にリニューアルした文書をあらためて送るんです。下請も含めて、です。

そして、工事が終わると、どこの下請を使ったかという下請人選定通知書を元請に提出させます。その上で今度は、下請業者に電話をして、契約通りの工事金額を貰ったか、手形はどうだったか、果たして提出された報告書通りだったのか、全ての事業者に確認をしているのです。ほとんどの下請は地元業者なので、市としては地元の業者を守ろうという発想になっているのです。市はこういう努力をしているのです。

もっとも、市も、最初はそこまでのことはやっていませんでした。私は建交労という労働組合の役員なので、市とは交渉もよくやっているのですが、だんだんと内容が改善されていった。なぜかというと他の自治体から函館市に視察がどんどん来るんですよ。そうすると、少しでも内容を良くしようと職員が変わってくるんです。胸を張っているんですね。

公契約についても同じだと思います。今、視察がどんどん入っているけど、少しでも良くしようと、胸を張るようにしよう、自分たちのマチの労働者や企業を守ろうというふうに変わってくるんだと思います。それが見えてきたら、自治体も、人を増やしたりするんじゃないでしょうか。

川村：なるほど。私も、函館に調査に行った際、職員の負担が重くなるのではとふと思いました。でも、施策の効果が上がり、その仕事の重要性が認識される中で、体制ちゃんと整備されてくる、あるいは整備させていくということが重要なんですね。

稻葉：帯広も同じですよ。実態がわかってくると、自分の仕事の必要性をよりいっそう感じるようになる。実態を調べるとやらなきゃいけないことが明らかになるんですよ。「やれ！やれ！」と上からただ言われているのとは違う。手の打ち方も具体的になってくるから、担当者にも何が必要かが見えてくる。

そういうことなんですね。

川村：なるほど、勉強になります。では、会場からの質問等を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

#### ■公契約条例で雇用継続を保障するのは難しいのか？

佐藤：河合さんに質問ですが、野田市も川崎市も、雇用の問題については「努力義務」になっている。つまり、入札等で事業者が変わったとき、そこで雇われていたひとの雇用をどうするかが課題だと思うのですが、どのあたりまで問題意識なり議論は深まっているのでしょうか。

河合：その部分は踏み込んで聞いてみたいと思っていたのですが、なかなか現実的には難しいという印象を持ちました。新しく仕事を受注した事業者から、「何でそうしなければいけないのか？」と突っ込まれたときに市として返答ができない。雇用継続をせいぜい「お願いします」とぐらいしか今の法律の中では言えない。もっとも、両市ともに、改善する必要が全くないと思っているのかといえば、そうは思えませんでした。

会場：具体的に何が障壁になるのでしょうか。

河合：そこまではまだ聞いてはいないです。ただ、公契約でようやくいま賃金のほうに規制を設けることができたけれども、民間企業の雇用関係にまで市が口出しをするのには抵抗があるのではないかでしょうか。

川村：なるほど、例えば公共事業など新しい仕事を取って、さあ自社の従業員を使おうと思ったら、今までここで働いていた人をそのまま使ってくれと言われるのは、企業にとっては厳しいのでしょうかね。

河合：国分寺で、公契約がなぜトップしたかといえば、雇用関連らしいんですよ。つまり、以前から働いていた人を新たな会社が受け入れるとなると、賃金について、下限の規定はあるのでもちろんそれ以上は支払う必要はあるけれども、以前から働いていた人の賃金を下げたくても難しくなる。そんなことも事業者側に嫌がられたと聞いています。

#### ■公契約による賃金上昇は地域経済にも効果あり

川村：余談ですが、私は今、民間委託の清掃分野で調査研究に取り組んでいます。先日ある会社を訪問した際、公契約の話になって、こんな質問を受けま

した。「公契約条例が制定されれば、公共の仕事では、一定の発注単価が保障されるからよいが、民間の清掃仕事でそうならなかった場合、公共の仕事も民間の仕事も担当している労働者の賃金はどうなるのか。民間のほうは会社の持ち出しになるのか？」とおっしゃるわけです。なるほど、その心配は一理あるなと思いました。

ただ私自身は、民間の発注単価も、官の単価に引っ張られて、賃金増額の原資を得られるのではないか、つまり、官がある意味、民間の賃金をリードしていくことになるのかなと思っています。先ほど、河合さんも、そんなことを示唆する結果があったとお話をされていましたよね。

河合：今回の訪問では、公契約が施行されてからまだ一年も経過していないにもかかわらず、いろいろな質問をさせていただきました。その一つがこんな質問です。適正な賃金を払えるような単価を保障すれば自治体の支出が当然その分だけ増える。ただそれは、所得水準を上げて経済を活性化させて、最終的には税収を上げるように影響を与えるのではないか。そのあたりを聞きたかったのですが、そこまでのデータがまだ集まっていませんと言われまして、是非、来年にはそこまで調べたいと思っています。

#### ■公契約条例が元請に与える影響は？

会場：関連して質問があります。自治体の支出が増えるのはともかくとして、重層的な請負構造の一番上の元請など、いわゆるピンはねをするところにとって、この公契約条例はどう影響するのでしょうか。

川村：あわせて私からも質問すると、公契約が制定されて適正な賃金を支払わせるようになつても、元請と下請の関係を適正なものにしなければ、低い単価で仕事をまわされて下請業者が公契約を守れない状況が生じてしまうことになることが懸念されますが、このあたりはどうなんでしょうか。

河合：元請にどういう影響が生じるかですが、ピンはねしづらい構造になってくると私自身は思っています。というのも、下請が賃金をちゃんと支払わないとい、元請も責任が問われるんです。野田市も川崎市もそうなんですが、条例の中で、元請責任を明らかにしています。ということは、まずは元請自身が下請に対してちゃんと支払ないと自分たちもやられる、ということなんです。そういう仕組みが整備さ

されば、ピンはねはしづらくなるでしょう。地元業者についても、自分のさらに下にいた事業者に対してピンはねしづらくなるでしょう。そういう良い効果が生まれるんじゃないかなと思っています。

**会場**：なるほど。ただ、先ほど河合さんも言っていた、経済効果の検証という点ではどうなんでしょうか。つまり、そもそも札幌以外の事業者が受注した場合、経済効果を検証することはできないわけじゃないですか。公契約で適正な賃金が支払われていても、地元以外の事業者が受注してしまっては検証ができないですよね。そのあたりを知る方法はないでしょうかね。

**河合**：それはちょっとわからないですね。

**会場**：あわせて、帯広の方にも二つ質問があります。一つは、先程井上さんが紹介していた、ハウスメーカーの社長さんの話に関わって、中小企業振興条例は管外からのハウスメーカーや大型店の進出を止めるような効果があるのか、つまり、条例が制定されることで具体的にどういう効果があるのか聞きたいです。もう一つは、元請が下請に対してどういう金額で事業を発注しているのか、中抜きが適正なのか不当なのかを行政側が把握する方法はあるのでしょうか。

### ■振興条例が目指すのは地域循環型の経済／具体化させていく過程こそが重要

**稻葉**：まず先に、ハウスメーカーうんぬんということについては、振興条例ができたからといって、そく進出をとめられるとかそういう類のものではない。振興条例が目指しているのは、言ってみれば地域循環型の経済です。その理念がどこまで定着するかが大事なわけです。振興条例自体は理念条例ですから、このわずか10条くらいの条例ができたからといって、何一つ変わりません。

問題は、井上さんも積極的に話していたように、この条例をつくるにあたって多くの中小事業者が手弁当で何十回も集まって、帯広をどうするかということを一生懸命議論したということ。そのことが一番の財産なんですね。

当時の担当部長は、直接関係する課だけではなく、例えば観光課などの職員に対しても、時間があるのなら全部の部会を傍聴しなさいと勧めてくれていた。レジュメにも記載してありますが、そういうと

ころで現場の生の声を聞くと、産業振興といえば大きな会社を連れて来ることしか考えていなかった、職員の意識が変わるわけです。地域の中小企業をどう育成するのかというところに軸足が移るわけです。

そうやって軸が一つになると、「回る」わけです。これがもし軸が二つあったら回らないんですよ。そういう面白い言い方をされていましたね。

なので、振興条例は「過程」こそが重要だと思います。大型店の出店問題についても、帯広は特殊な地域で、大型店も入ってきており、逆に、地元のスーパーでも、外に出てる強いスーパーもあります。そういう意味では、大型店の占有率は以前からかなり高い状況にあります。今はもう8割くらいになっています。そういう状況の中で、ダイエーの進出やイオンの本体も止めてきました。

そういう、いろんな積み重ねの中で、地域をどうしていくのかが議論されてきた。やはり、街づくりの議論が中心にならないとなかなかうまくいかないのではないかでしょう。

もっとも、いま出来上がった産業振興ビジョンというものだって、ちょっと目を離したり手を抜けば、だんだんだんだん先細りになっていくと思います。そういう意味では、我々も、外からいろんな要望を出したり、常に議論もしていかないと、せっかくうまれた息吹が薄らいでいきますよ。そこが今せめぎあいかなって思っています。

### ■検証なき議論は虚妄／帯広の情報開示量に勝る自治体は果たしてあるか

**野坂**：私からも、さきほどの質問に関して一言。帯広民商の前事務局長の野坂といいます。

公契約で自治体の負担が増えるのではないか、という議論に対しては、きちんとした検証が必要であるということを申したい。検証しないうちにそう言って公契約を否定するのはおかしい。

それから、大型店が地域に進出してきて地元の業者がいなくなってしまって、それは消費者の選択なんだと正当化されるわけですが、本当でしょうか。実際には、地域の経済が衰退して、そこで暮らす住民が大変です。お年寄りを中心に歩いて買物に行くことができなくなっている。そういう意味では私が思うのは、大型店の進出もやむなし、地元の事業者を守る必要はなし、などの主張はきちんと検証すべきです。

例えば、札幌でも帯広でも振興条例はできていますが、内容等は全く違います。条例を制定し、肉付けをしていく際の過程について、ぜひ議事録を読んでもらいたい（図表4—1／注釈12）。これだけの

議事録をまとめ、そして公開している自治体がどこにあるでしょうか。市のほうでも、全力を挙げてこの問題で考えよう、そのためには一日も早く議事録を開示しよう、という姿勢がつくられてくる。

図表4—1 帯広市中小企業振興協議会での審議状況・議事録等

### ▶ 帯広市産業振興ビジョン

パブリックコメント（市民意見提出制度）による意見募集を経て、成案を策定しました。

- ・意見募集期間：平成20年11月25日～12月24日
- ・意見数：7件（1人）
- ・成案策定日：平成21年2月13日



[帯広市産業振興ビジョン\(544KB\)](#)

「パブリックコメント結果公表－帯広市産業振興ビジョン(案)」のページ

### ▶ 議事概要（平成19年度～平成20年度）

- |                  |                              |                             |
|------------------|------------------------------|-----------------------------|
| ・第7回（11月12日開催）   | <a href="#">議事録要旨(223KB)</a> | <a href="#">資料(681KB)</a>   |
| ・第6回（9月25日開催）    | <a href="#">議事録要旨(201KB)</a> | <a href="#">資料(1,273KB)</a> |
| ・第5回（8月21日開催）    | <a href="#">議事録要旨(186KB)</a> | <a href="#">資料(152KB)</a>   |
| ・第4回（4月15日開催）    | <a href="#">議事録要旨(127KB)</a> | <a href="#">資料(1,726KB)</a> |
| ・第3回（3月27日開催）    | <a href="#">議事録要旨(135KB)</a> | <a href="#">資料(245KB)</a>   |
| ・第2回（8月8日開催）     | <a href="#">議事録要旨(151KB)</a> | <a href="#">資料(2,896KB)</a> |
| ・第1回（7月20日開催）    | <a href="#">議事録要旨(304KB)</a> | <a href="#">資料(642KB)</a>   |
| ・設立記念講演（7月20日開催） |                              | <a href="#">資料(4,336KB)</a> |

### ▶ モノづくり・創業部会



[部会委員名簿\(42KB\)](#)

### ▶ 議事概要（平成19年度）

- |                |                              |                             |
|----------------|------------------------------|-----------------------------|
| ・第10回（2月15日開催） | <a href="#">議事録要旨(174KB)</a> | <a href="#">資料(707KB)</a>   |
| ・第9回（1月31日開催）  | <a href="#">議事録要旨(194KB)</a> | <a href="#">資料(359KB)</a>   |
| ・第8回（1月21日開催）  | <a href="#">議事録要旨(132KB)</a> | <a href="#">資料(1,493KB)</a> |
| ・第7回（12月3日開催）  | <a href="#">議事録要旨(146KB)</a> | <a href="#">資料(13KB)</a>    |
| ・第6回（11月15日開催） | <a href="#">議事録要旨(235KB)</a> | <a href="#">資料(49KB)</a>    |

出所：帯広市ホームページより

私はいつも、自治体の取り組みについて調べものをする際、まずインターネットで調べます。ところがほとんど資料は公開されていない。こんな取り組みが実施されているとは聞いていても、資料が何も発表されていないんです。札幌はどうでしょうか。規模からいうと、帯広の10倍以上の調査がされていて、10倍の規模の情報が公開されているでしょうか。

### ■自治体の調査能力を活用すること

私たちの経験から申しましても、自治体に働きかけて調査活動を実施させることが重要課題だと思うんです。

自分たちでできることはもちろんあるけども、公共機関の重要な仕事はそういう調査活動なんですよ。彼らは凄い能力を持っているんです。それをどう実現させるか。北海道の季節雇用の問題も同様ではないかと思って聞いていました。

その際、こちら側での実態調査の結果をぶつけていく意義も大きいです。例えば先ほど元請・下請の調査とさらっと申しましたが、調査でこんな事例が出てきたんです。わずか10万円の、しかも労賃としてのお金が、下請にまわる際には手形で渡っていた。しかも手形のサイトは、90日どころか、180日だった。こんなお金まで手形で渡っていいのかということから、こうした要綱が出来上がっていった。

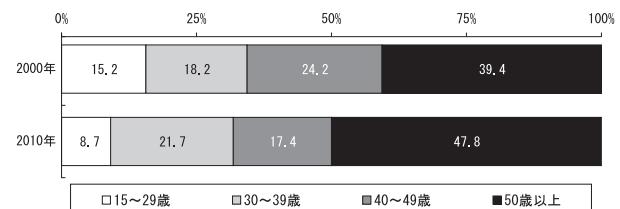
そういう、行政と私たちの認識に非常に大きな乖離があったのを、実態をつきつけていきながら、いまは認識を共有しながら、一生懸命取り組んでもらっている。市の対応も非常に変わってきたということが率直なところです。

それから、小規模制度について一言。私が危機感を持っているのは、技術者の減少です。これからどうするんですか、ということを各市町村に対して言いたい。鉄骨の関係も耐震も、技術者がどんどんなくなっている。誰が地域の建設業を支えるのかといえば技術者さんです。その技術者はやはり小規模です。彼らを育成強化させる必要性を自治体に認識させなければならない。この点は、小規模の登録の中で強く要望したこと一つです。

役割は今後本当に高まるというのに、いまは本当に技術者がいないです。そのあたりのことも含めてこの小規模制度を充実させていくことが必要ではないでしょうか。以上です。

川村：有り難うございます。技術者の減少ということに関連してちょっと紹介しておきたいデータがあります。

図表4—2  
北海道における建設労働力の年齢構成の推移



出所：総務省「労働力調査」より作成。

図表4—2は、北海道における建設労働力の年齢構成の推移をしたもので。10年の間に若い建設労働力が減っている。今回の事業者ヒアリングでも、「建設から若い労働者、若い技術者がいなくなってしまう」ことが懸念されていました。私どもも、いまの帯広からの問題提起を受け止めて、下請業者さんの実態調査などを実施して政策提起していくこうと思います。有り難うございました。

それでは、だいたい質問も出終えたようですので、そろそろ終わらせていただこうと思います。本日は、本当に有り難うございました。

## 閉会の挨拶

北海道センターの副理事長の森国と申します。今日はお忙しい中、ご参加していただき大変有り難うございました。そして、会議のご都合で退席された井上さん、河合さん、そして川村先生、今日のご報告とパネラーとしての役割、大変お疲れ様でした。

今回のテーマは、「北海道における季節雇用と建設産業一実態と再生に向けて」でした。「再生に向けて」というところがかなり議論されたのではないかなと思います。中小企業をどう発展させるのかという帯広におけるとりくみ、また、今トレンドとなっている公契約条例をどう発展・充実させるのかという点でも随分と議論がされていました。

河合さんの話にもありましたが、北海道は、2009年から建設労働者の賃金の問題で改善を図っています。

具体的には、実際に入札しての積算単価をいくらにしたのか報告させ、結果も調べる。もしその入札単価が9割以下だと、「嫌がらせをする」(笑)というようなことになっています。ただ、条例ではないために、9割以下の場合には改善するように事業者に対して要請を行うという、非常に弱腰な態度であるところが課題です。それでも、「嫌がらせ」をされますから、少しずつは改善されていくとは思っています。

私は、建交労という労働組合の役員をしておりましたが、この間、何度も道庁と交渉をしてきました。交渉の場においては、「適正な単価が支払われるよう業者に指導します」と道庁はいつも言っているんです。では適正な単価とは何なのでしょうかと、毎年、毎年交渉のたびに聞いてきたのですが、返つて来る答えは、「適正な単価とは、適正な単価です」って言うんです。それは日本語になってないでしょうということで、二省単価の9割ではありますけれども、賃金規制が実現しました。先程のお話では、10割で適正なのだというようなご意見もありました。建設労働者の賃金、労働条件を少しでも改善していくような制度づくり、また、そのことが地域の中小建設業者や経済の発展にも必要なのだというこ

とを検証して、政策提起を図っていきたいと思います。

次回のシンポジウムをいつ行うのかというのは、理事長なり事務局長の胸の内かと思いますが、是非とも、一歩でも二歩でも前進するために、みなさんのお力添えをいただきながら、このような集まりを繰り返し持ち続けていくことをお約束いたしまして、今日のシンポジウムを終わらせていただきます。大変お疲れ様でした。

## 資料 1

### 帯広市小規模修繕契約希望者登録要領

[平成 15 年 9 月 1 日制定]

#### (目的)

第1条 この要領は、帯広市が発注する小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設けることによって、市内事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

#### (登録資格)

第2条 この要領に基づき登録できる者は、帯広市内に主たる事業所を有する法人又は帯広市に住民登録を有する個人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 建設工事等又は物品・役務の競争入札参加資格を得ている者（以下「入札参加資格者」という。）
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者

#### (登録申請の方法)

第3条 登録を希望する者は、小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。第5条の規定により更新された登録期間において引き続き登録を希望する場合も、同様とする。

- (1) 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては代表者の住民票及び身分証明書
- (2) 資格、許可等が必要な業種を希望する者にあっては、その資格者証、許可証等の写し
- (3) 納税証明書（市税）

#### (登録申請の受付及び登録)

第4条 登録申請の受付は、隨時受付するものとし、登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、毎月 20 日（その日が帯広市の休日を定める条例（平成3年条例第24条）第1条第1項に規定する帯広市の休日に当たるときは、その前日とする。）までに受付したものについて、翌月の初日から、小規模修繕契約希望者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

2 登録申請の受付事務は、総務部契約管財課が行う。

#### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、平成15年10月1日から起算して2年間とし、その後、2年ごとに新たに申請を受付し登録するものとする。

#### (名簿の取扱い)

第6条 名簿は、庁内に公開し、該当する契約に係る事業者の選定の資料とする。ただし、入札参加資格者の選定を妨げるものではない。

2 名簿は、契約制度の公平及び透明性を図る上から、一般の閲覧に供する場合がある。

#### (対象となる契約)

第7条 対象となる契約は、内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められる修繕の契約で、その予定価格が50万円以下のものとする。

(契約書の省略)

第8条 名簿に登載された者（以下「登録者」という。）と契約するときは、契約書の作成は、帯広市契約規則（昭和39年規則第22号。以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、省略する。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、規則第29条第7号の規定に基づき、納付を免除する。

(登録事項の変更等)

第10条 登録者は、申請事項に変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やかに変更届（建設工事、物品共通様式）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第11条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、名簿から抹消することができるものとする。

- (1) 第2条の登録要件に該当しなくなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 契約に関する談合等の私的独占の禁止及び公平取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令の規定に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年8月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

様式第1号

## 小規模修繕契約希望者登録申請書

受付印

平成 年 月 日

帯広市長様

受付番号

郵便番号	〒		
住所			
フリガナ			
商号又は名称			
代表者職名		フリガナ 氏名	申請印
電話番号		FAX番号	
資本金 (法人の場合)		携帯電話番号	
従業者数			

帯広市が発注する小規模修繕契約に登録したいので関係書類を添えて申請します。

なお、この記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

登録希望業種		
(営業実績があり履行できるものの番号を○で囲む。ただし、その他の場合は具体的に記入する。)		
業種区分	土木	1. 道路修繕 2. 舗装 3. 道路安全施設 4. 河川修繕 5. 遊具修繕 6. その他 ( )
	建築	1. 木造建築物修繕 2. プレハブ 3. 日除け・庇 4. フェンス・門扉・手摺 5. 屋根葺き替え(金属葺・樋) 7. 外壁板・スレート 8. モルタル・タイル 9. 塀・ブロック・レンガ 10. 外壁屋根防水 11. その他 ( )
	内装	1. 内部木部・棚・家具修繕 2. 建具・障子・襖 3. サッシ・シャッター・網戸 4. 間仕切り・トイレベース 5. クロス・床材張り 6. カーテン・ブラインド 7. 畳 8. その他 ( )
	設備	1. 電気配線 2. 電気器具取替修理 3. 放送機器 4. 空調機器・ボイラー 5. 受水槽・高架水槽 6. 水道機器・便器・浴槽 7. 净化槽 8. その他 ( )
	造園	1. 簡易な植栽 2. その他 ( )
	塗装	1. 看板 2. 壁塗装 3. 遊具塗装 4. 案内板 5. その他 ( )
	ガラス	1. ガラス取替 2. 飛散防止フィルム 3. その他 ( )
その他	1. その他 ( )	
資格・許可等がある場合は、その名称等を記入		

## 資料2

### 適正な工事の施工を! —工事、委託の施工上の留意事項—

函館市土木部長

公共事業の施工にあたっては、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請負契約および工事代金等の支払の適正化などにより、事業の有効かつ適正な執行を図ることとしておりますので、この趣旨を理解され、次の事項について十分配慮し、優良な工事および委託の完成を期して下さい。

また、平成13年から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事における一括下請負の完全禁止、特定建設業者における発注者への施工体制台帳の提出の義務づけなどが定められたところであり、法律の趣旨をご理解の上、適正な工事等の執行に努めてください。

#### 記

##### 1 地元業者の活用、地元資材の優先的使用について

工事等の施工に際しては、地元業者の活用、地元資材の優先的使用に努めてください。

##### 2 下請負の適正化および下請負人選定通知書提出の励行について

平成13年度より、「函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱」に基づき、次の事項をはじめ、より一層指導の徹底を図ることとしました。

工事の一部を下請負に付する場合は、工事の内容を明確にするため、下請負契約を結び下請業者や現場で働く労働者に不利にならないよう、下請代金の支払は速やかに現金で行うようにしてください。やむを得ず手形を使用する場合は、90日以内のなるべく短かいサイトでの支払いに努めてください。

特に労務費については、これに相当する額は必ず現金で支払うとともに、労務賃金が確実に労働者に支払われるよう配意してください。

また、下請負人の通知についても、請負契約書第7条に定められているとおり、発注者に対する通知義務があります。下請負に付する場合は、工事に係わる下請負業者等を元請けの責任において明確にし、1次および2次以下の全てについて「下請負人選定通知書」を提出してください。

##### 3 公共事業における労務単価の積算について

公共事業の積算については、二省協定単価に基づく労務単価により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配意してください。

#### 平成23年度二省（国土交通、農林水産）設計労務単価 (平成23年4月1日以降適用)

道内主要職種	金額	道内主要職種	金額
特殊作業員	13,400	運転手（一般）	11,200
普通作業員	10,700	型枠工	12,800
軽作業員	9,000	大工	13,400
とび工	13,200	左官	14,000
鉄筋工	13,100	交通誘導員A	8,000
運転手（特殊）	13,300	交通誘導員B	7,200

※上記労務単価は、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

#### **4 消費税の適正納付等について**

本市の工事請負代金額等には、消費税（地方消費税含む。）が含まれております。

従いまして、下請負契約、資材購入等において消費税および地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結されるよう配意してください。また、消費税は、地方消費税交付金として地方自治体に交付される財源となるものであり、函館市にとりましても、貴重な財源であります。貴社におかれましては、消費税の意義を十分認識され、適正なる申告納付に努めて下さい。

#### **5 前払金の適正使用について**

前払金については、充当できる経費が定められています。

下請または資材経費等を使途内訳明細書に基づき、速やかに現金または口座振込により支払うものとし、適切な資金管理で前払金を滞留することのないよう十分配意してください。

#### **6 有資格者の適正な配置について**

交通誘導員については、現場内や周辺の安全を確保するために、市街地での工事については、有資格者を配置することを徹底してください。

主任技術者または監理技術者については、公共工事の適正な執行を確保するために、一定の雇用関係にある者を工事の規模および内容等を勘案し適正に配置するよう定められています（建設業法第26条）。また、共同企業体についても工事の内容、出資比率等を勘案した各構成員の技術者等の数や有資格者の適正配置について、特定の構成員の権限が集中することのないよう配意してください。

#### **7 工事用車両による事故の防止等について**

交通安全管理については、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、過積載の違反防止をはじめ機械等の保管および運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規を厳守するように配意してください。

#### **8 労働者の事故防止について**

労働災害の防止については、貴社の労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて、保安教育および工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するよう十分配意してください。

#### **9 地元労働者、季節労働者の雇用拡大について**

労働者の雇用にあたっては、地域の活性化にもつながることから、公共職業安定所と密接な連携をとり、地元労働者および季節労働者を積極的に雇用するよう配意してください。

#### **10 雇用通知書（労働条件通知書）の完全発行【別紙：労働条件通知書(例)】について**

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

貴社の労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行を徹底してください。

## 11 法定労働時間の厳守および年次有給休暇の付与について

労働基準法に基づき週40時間の法定労働時間を遵守するようしてください。

また、雇い入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（する予定の者）には10日間の年次有給休暇を付与してください。継続雇用する期間が6か月未満の季節労働者（出稼労働者）についても次に示す目安により有給休暇を付与するよう努めてください。

(1) その継続する就労月数が3か月以上4か月未満の者には3日程度

(2) その継続する就労月数が4か月以上6か月未満の者には5日程度

季節労働者（出稼労働者）はその勤務形態から実際にこれらの有給休暇を取得できる期間が短いと考えられることから、就労期間中に前倒しで付与する等実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

## 12 労働者の福祉向上について

労働者の福祉向上のため、各種保険（雇用保険、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）、健康保険、厚生年金保険）の加入および適正な掛け金の納付に努めてください。また、下請負人に対しても、適正な加入等が図られるよう指導してください。

なお、労災保険に加入できない大工、左官、とびなど労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めてください。

また、法定外労災補償制度への積極的加入についても努めてください。

## 13 建設業退職金共済制度等への加入について

現場労働者の退職金制度確立のため、未加入事業主については早急に加入されるとともに加入事業主については、「共済手帳受払簿」および「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負業者に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください。

また、13年度より、「函館市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」に基づき、下請を含めた建退共証紙の適正な貼付を確認するため「建退共証紙貼付実績書」を工事完成後に提出していただくこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、建設業退職金共済制度の対象とならない事業主につきましては、中小企業退職金共済制度等の退職金制度に加入され、貴社で働く労働者が何らかの退職金制度の恩恵を受けられるように努めてください。

## 14 産業廃棄物の適正処理について

資源の有効な利用の確保および廃棄物の適正な処理を図ることを目的に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」が定められており、中でも「特定建設資材（コンクリート、木材等）」については、その再資源化が特に必要であるとされています。

建設資材が廃棄物となったときの処分については、この法律を遵守し、排出者責任のもと適正な処理に努めてください。

〒064-0808  
札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コ一ホ前川1F  
北海道建設厚生協会内  
TEL:011-522-6350・FAX:011-398-7871  
E-mail:waka1884@yahoo.co.jp